

神戸教育短期大学
(旧夙川学院短期大学)
自己点検・評価報告書

令和元年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	10
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	12
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	12
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	15
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	20
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	24
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	24
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	39
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	56
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	56
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	60
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	62
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	64
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	71
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	71
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	73
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	75

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、夙川学院短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和元年 6 月 30 日

理事長

増谷 昇

学長

三木 麻子

ALO

林 幹士

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人夙川学院の沿革>

明治 13 年 4 月 13 日	増谷かめ、御影町弓場に裁縫塾を開設。
明治 34 年 11 月 6 日	御影町浜西に増谷裁縫女学校設立認可。
大正 4 年 7 月 23 日	校名を増谷女学校と改称。
昭和 2 年 5 月 12 日	校名を増谷高等家政女学校と改称。
昭和 11 年 10 月 26 日	増谷高等女学校（五年制）の設立認可を受け改称。
昭和 20 年 6 月 5 日	戦災により校舎全焼。
昭和 23 年 2 月 28 日	西宮市獅子ヶ口に移転し校名を夙川学院高等学校・夙川学院中学校と改称。
昭和 24 年 4 月 1 日	夙川学院の教育の基本理念にキリスト教精神を導入。
和 26 年 3 月 5 日	学校法人認可。
昭和 40 年 4 月 1 日	西宮市夙岩町に夙川学院短期大学家政科開学。
昭和 42 年 4 月 1 日	西宮市神園町に夙川学院短期大学附属幼稚園設置。
昭和 55 年 11 月 21 日	夙川学院創立100周年記念式典挙行。
平成 2 年 10 月 16 日	平成 2 年 10 月 16 日 夙川学院創立110周年、夙川学院短期大学開学25周年記念式典挙行。
平成 19 年 4 月 1 日	神戸夙川学院大学観光文化学部開学。
平成 22 年 4 月 13 日	夙川学院創立 130 周年記念式典挙行。
平成 25 年 4 月 1 日	西宮市夙岩町から神戸市中央区港島に夙川学院短期大学を移転。
平成 26 年 4 月 17 日	神戸夙川学院大学募集停止を文部科学省へ報告。
平成 27 年 4 月 1 日	神戸夙川学院大学観光文化学部観光文化学科を神戸山手大学現代社会学部観光文化学科へ事業継承。 夙川学院短期大学開学 50 周年。
平成 28 年 4 月 1 日	西宮市神園町から神戸市中央区港島に夙川学院中学校・夙川学院高等学校を移転。

<短期大学の沿革の概要>

昭和 40 年 1 月 25 日	夙川学院短期大学 家政科（入学定員 80 名）設置の認可。
昭和 41 年 4 月 1 日	保育科（入学定員 40 名）を増設。
昭和 42 年 4 月 1 日	美術科（入学定員40名）を増設。
昭和 43 年 4 月 1 日	家政科入学定員変更（80名→200名）の上、家政専攻80名、被服専攻80名、食物栄養専攻40名に分離。保育科（40名→80名）入学定員変更。 保母資格養成課程の併設認可。栄養士養成施設認可。
昭和 44 年 4 月 1 日	英文学科を増設。家政科を家政学科に保育科を幼児教育学科に改称。 司書課程併設認可。家政学科食物栄養専攻（40名→80名）入学定員変更。
昭和 45 年 4 月 1 日	家政学科被服専攻を服飾デザイン専攻に改称。 専攻科（美術専攻一年制）を設置。
昭和 46 年 4 月 1 日	美術科を造形美術科に改称。
昭和 47 年 4 月 1 日	幼児教育学科を児童教育学科に改称。

	家政学科家政専攻（80名→40名）服飾デザイン専攻（80名→40名）入学定員変更。
昭和 48 年 3 月 31 日	幼児教育学科と保育資格養成課程の併設廃止。
昭和 49 年 4 月 1 日	造形美術科を美術科に改称。
昭和 50 年 4 月 1 日	児童教育学科（80名→150名）入学定員変更
昭和 51 年 4 月 1 日	児童教育学科（150名→240名）美術科（40名→80名）英文学科（40名→100名）入学定員変更。
昭和 61 年 4 月 1 日	期間を付した入学定員の変更（臨時的定員増）。 家政専攻（40名→80名）食物栄養専攻（80名→120名）英文学科（100名→200名）
昭和 62 年 4 月 1 日	美術科入学定員変更（80名→120名）。英文学科を英語英文学科に改称。
平成元年 4 月 1 日	家政学科服飾デザイン専攻（40名→80名）入学定員変更。
平成 5 年 4 月 1 日	家政学科家政専攻を生活科学専攻に改称。
平成 11 年 3 月 31 日	専攻科（美術専攻）一年制を廃止。
平成 11 年 4 月 1 日	学位授与機構認定の専攻科（美術専攻）二年制を設置。
平成 12 年 4 月 1 日	期間を付した入学定員の延長および変更。生活科学専攻、食物栄養専攻とも各40名の臨時的定員を平成17年3月まで延長。英語英文学科の臨時的定員を10名に変更し平成17年3月まで延長（入学定員110名）。全学科の入学定員840名を750名に変更。 教職課程の再課程認可(幼稚園・小学校・中学校の各教職課程)。
平成 13 年 4 月 1 日	家政学科生活科学専攻の期間を付した入学定員(臨時的定員増40名)を廃止し、恒常的入学定員化（入学定員80名）。 美術科を美術・デザイン学科に改称。 専攻科（美術専攻）を専攻科（美術・デザイン専攻）に改称。
平成 14 年 4 月 1 日	人間コミュニケーション学科、家政学科ウエルネス専攻、家政学科、ファッション専攻を設置。専攻科（保育専攻）を設置。 保育士養成課程（三年制）の認可。
平成 15 年 9 月 30 日	英語英文学科、家政学科服飾デザイン専攻を廃止。
平成 16 年 3 月 31 日	家政学科生活科学専攻を廃止。
平成 16 年 4 月 1 日	家政学科食物栄養専攻の期間を付した入学定員(臨時的定員40名)を廃止し、恒常的入学定員化（入学定員120名）。
平成 17 年 4 月 1 日	家政学科ウエルネス専攻を健康科学専攻に改称。
平成 18 年 4 月 1 日	専攻科（保育専攻）入学定員変更（40名→100名）。 栄養教諭課程の認可。
平成 19 年 4 月 1 日	家政学科ファッション専攻（80名→60名）美術・デザイン学科（120名→80名）入学定員変更。
平成 20 年 9 月 30 日	人間コミュニケーション学科を廃止。
平成 21 年 4 月 1 日	家政学科ファッション専攻（60名→40名）家政学科食物栄養専攻（120名→100名）児童教育学科（240名→130名）美術・デザイン学科（80名→50名）入学定員変更。全学科の入学定員500名を320名に変更。
平成 23 年 4 月 1 日	児童教育学科入学定員の変更（130名→100名）
平成 24 年 3 月 31 日	家政学科ファッション専攻、食物栄養専攻、専攻科（美術・デザイン専攻）を廃止。
平成 24 年 9 月 30 日	美術・デザイン学科を廃止。

神戸教育短期大学

平成 25 年 3 月 31 日	専攻科（保育専攻）を廃止。
平成 25 年 4 月 1 日	夙川学院短期大学を神戸ポートアイランドキャンパスに移転、男女共学化。
平成 27 年 4 月 1 日	児童教育学科入学定員の変更（100 名→170 名）
平成 31 年 4 月 1 日	夙川学院短期大学を神戸教育短期大学に改称。児童教育学科の入学定員の変更（170 名→130 名）

(2) 学校法人の概要

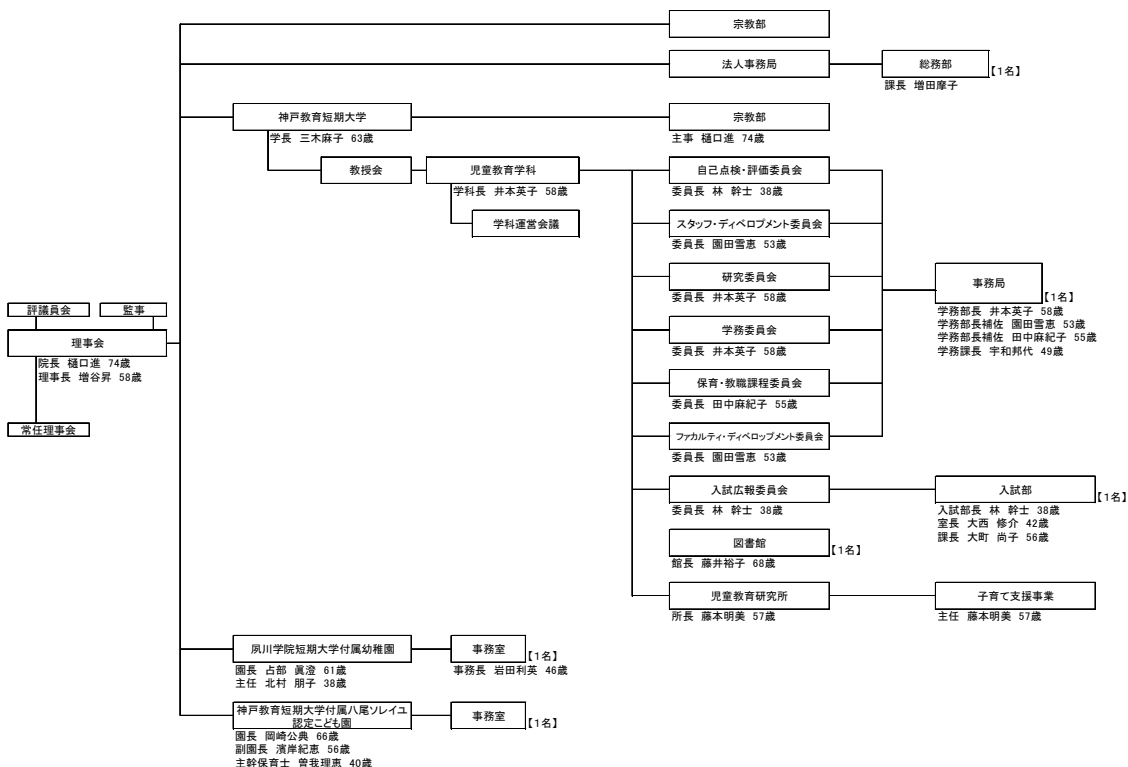
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員 ※ 1	収容定員	在籍者数
神戸教育短期大学 児童教育学科	神戸市長田区西山町 2 - 3 - 3	130	260	341
夙川学院短期大学付 属幼稚園	西宮市神園町 2-20	50	160	128
神戸教育短期大学付 属八尾ソレイユ認定 こども園	八尾市山本町南 2 - 4 - 5	110	150	99

※ 1 幼稚園、こども園は募集定員

学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図（令和元年5月1日現在）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

（西宮市 人口・面積 推計人口・面積より／神戸市 人口統計 毎月推計人口より）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
西宮市	487,299	487,947	488,843	488,280	488,244
人口増減率 (%)	0.20	0.13	0.18	▲0.12	▲0.01
神戸市	1,539,247	1,537,481	1,535,161	1,531,691	1,526,639
人口増減率 (%)	▲0.16	▲0.11	▲0.15	▲0.23	▲0.33

※平成 26 年度は平成 27 年 1 月 1 日現在 平成 27 年度は平成 28 年 1 月 1 日現在
 平成 28 年度は平成 29 年 1 月 1 日現在 平成 29 年度は平成 30 年 1 月 1 日現在
 平成 30 年度は平成 31 年 1 月 1 日現在

■ 兵庫県の（15～19 歳）高校生に該当する人口の推移

（総務省自治行政局 住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数、平成 30 年度は兵庫県 推計人口・面積 地域別人口関連時系列データより）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
15～19 歳	276,391	278,360	276,281	274,885	267,000
前年比 (人)	▲651	1,969	▲2,079	▲1,396	▲7,885

※平成 26 年度は平成 27 年 1 月 1 日現在 平成 27 年度は平成 28 年 1 月 1 日現在
 平成 28 年度は平成 29 年 1 月 1 日現在 平成 29 年度は平成 30 年 1 月 1 日現在
 平成 30 年度は平成 30 年 10 月 1 日現在

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数および割合（下表）

地域	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道 東北	4	2.6	4	2.3			3	2.4	2	1.3
関東 東海	2	1.3	1	0.6			1	0.8	2	1.3
中部 北陸	1	0.6			1	0.7	1	0.8		
京都 滋賀	2	1.3	6	3.4	2	1.4	5	3.9	1	0.6
奈良 和歌山	3	1.9	6	3.4	5	3.5	4	3.1	3	1.9
大阪	14	9.1	11	6.2	12	8.4	12	9.4	10	6.5
兵庫	115	74.7	126	71.1	107	74.8	87	68.5	126	81.3
中国 四国	12	7.8	18	10.2	14	9.8	9	7.1	7	4.5
九州 沖縄			3	1.7	2	1.4	3	2.4	3	1.9
その他	1	0.6	2	1.1			2	1.6	1	0.6
合計	154	100	177	100	143	100	127	100.0	155	100.0

■ 地域社会のニーズ

「平成 29 年就業構造基本調査」（兵庫県の調査結果）によれば、兵庫県は都道府県別有業率総数（男女）のうち、年齢階級別有業率男女の 15～64 歳（生産年齢人口）の有業率 56.6%となっており、減少傾向にあるが、有業者の産業別（3 部門）構成比をみると、第 3 次産業が増加傾向にある。第 3 次産業化が進む中、医療・福祉、教育、学習支援業への需要は高く、児童教育学科への保育士、幼稚園教諭の求人は求職学生数を大きく上回る件数が寄せられている。とくに近年、保育士の求人が増加傾向にある。更に低年齢児（未満児）保育の実施状況においても入所未満児数は年々増加傾向にあるため、この傾向は今後も続くと思われる。

よって、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状・小学校教諭二種免許状の 3 種の国家資格や教員免許状の取得が可能な本学の児童教育学科は、今後も地元就職率の高い大学として地元の要請に応じていく。なお、次回就業構造基本調査は、令和 4 年に実施される予定である。

■ 地域社会の産業の状況

神戸は、古くから国際港湾都市として発展してきた。開港とともに開設された外国人居留地を通じてもたらされた様々な洋風生活文化に影響を受け、アパレル、洋菓子、神戸洋家具等の産業が生まれた。

また、貿易船との交易を通じて必然的に新しい技術が伝わり、様々な分野で工業化され操業している産業が多い。神戸は、海岸線が長く、海岸線に沿って、鉄鋼、重工業のエリア、造船業のエリア、専門バースや船舶荷揚げのエリア、コンテナヤードのエリア、客船の停泊波止場などに分かれ、関西の中でも産業が発達している。

さらに、港に近い立地条件が、原材料の輸入や製品の輸出に有利なことからケミカルシューズ、真珠加工等の産業も生まれた。神戸の自然は六甲おろしや宮水などの恵をもたらし、日本でも有数の清酒産地を生み出した。

神戸の美しい自然、港、歴史を背景に生まれた産業は、進取の気風とハイセンスでエキゾチックな市民文化・市民生活に育まれ、神戸ならではの産業として発展してきた。



国土地理院 電子国土基本図データ

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

兵庫県は本州の中西部に位置し近畿地方に属している。また日本で唯一、北は日本海、南は瀬戸内海の2つの海に接している県である。南北に長い圏域を持ち、近畿地方の府県で最大の面積を持つ。そのほぼ中央を日本標準時子午線（東経135度）が南北に通過し、明石市にはこれに因む明石市立天文科学館がある。また南部の瀬戸内海沿岸は阪神工業地帯や播磨臨海工業地帯といった日本有数の重化学工業の集積地となっており、近畿圏最多の工場立地数である。一方で、中部から北部にかけては農林水産業が主な産業であり、過疎地や豪雪地帯も抱える。これら過密と過疎を平均した県単位の産業活動指数は全国平均と同じであることから、日本の縮図といわれることがある。

本学の立地する神戸市は兵庫県の南部に位置し、約150万人を擁する県庁所在地であり、今後も発展が期待される。



(5) 課題等に対する向上・充実の状況
以下の①～③は事項ごとに記述してください。

① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

(a)改善を要する事項（向上・充実のための課題）
適合（特になし）
(b)対策
特になし
(c)成果
特になし

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a)改善を要する事項（向上・充実のための課題）
特になし
(b)対策
特になし
(c)成果
特になし

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

(a)改善意見等
特になし
(b)履行状況
特になし

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和元年5月1日現在

① 教育情報の公開について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事 こと	本学ホームページ→情報公開 http://www.shukugawa-c.ac.jp/disclosure/
2	教育研究上の基本組織に関する事 こと	上記に同じ
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有 する学位および業績に関する事 こと	上記に同じ
4	入学者に関する受け入れ方針および 入学者の数、収容定員および在学す る学生の数、卒業又は修了した者の数並 びに進学者数および就職者数その他 進学および就職等の状況に関する事 こと	上記に同じ
5	授業科目、授業の方法および内容並び に年間の授業の計画に関する事 こと	上記に同じ
6	学修の成果に係る評価および卒業又 は修了の認定に当たっての基準に関 すること	上記に同じ
7	校地、校舎等の施設および設備その 他の学生の教育研究環境に関する事 こと	上記に同じ
8	授業料、入学料その他の大学が徴収す る費用に関する事 こと	上記に同じ
9	大学が行う学生の修学、進路選択およ び心身の健康等に係る支援に関する こと	上記に同じ

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業 報告書および監査報告書	学校法人夙川学院ホームページ→事業概要 http://www.shukugawagakuin.net/summary/

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

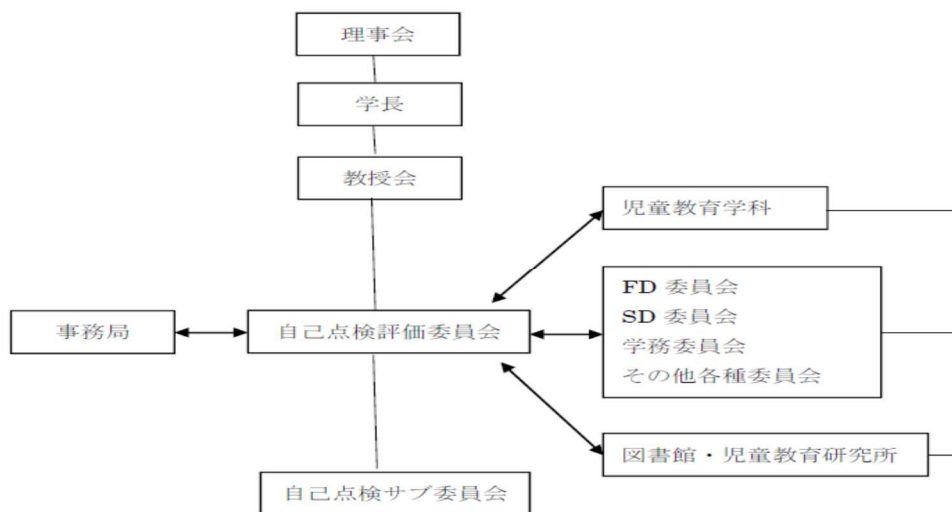
公的資金は、教員（研究者）と共に事務職員が本学の規程に基づいて管理運営を行っている。平成 25 年度より、本学は西宮市から神戸市に移転し、神戸夙川学院大学と同キャンパスで運営していたが、平成 27 年度に神戸夙川学院大学が神戸山手大学へ事業継承したことに伴い、平成 27 年度からは、本学のみでの運営となり、短期大学としての規程が新たに施行された。しかし、公的資金の運営については、従来の短期大学規程と学校法人夙川学院の内部監査室にて作成された経費フローを合わせて前年度同様に適正な管理がされている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

委員長 三木麻子（平成30年9月18日まで。片山雅男と交代）、林幹士(平成31年度)
 構成員 ◎三木学科長(平成30年9月18日まで。井本英子と交代)、◎片山学務部長(2018年11月まで。井本英子と交代)、小林入試広報部長、林(平成31年度)、齋藤学務部長補佐(学生支援担当)、田中麻紀子(平成31年度)、佐藤学務部長補佐(就職担当)、園田雪恵(平成31年度)、井本子育て支援事業主任(児童教育研究所所長)、藤本明美(平成31年度)◎林保育・教職課程委員会委員長、田中(平成31年度)◎井本ファカルティ・ディベロップメント委員長(平成30年9月19日より学科長、12月1日より学務部長を兼ねる)、園田(平成31年度)◎北崎総務部長兼事務局長、◎宇和学務課長、山口入試広報課長、大町尚子(平成31年度)、増田法人総務部課長
 ◎がついている者は、自己点検・評価委員会から構成された編纂および校正を担当する委員である。

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

学則第1章第1条の2に以下のように規定している。

（自己点検・評価）

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動並びに運営との状況について自ら点検および評

価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検および評価に関する事項は、別に定める。

平成28年6月1日に評価委員会を自己点検・評価委員会に改称し、規程を自己点検・評価委員会規程とした。その規程に基づいて、本学は自己点検・評価を最重要課題として認識し全学的に取り組んでいる。以下、活動の記録である。

<委員会記録>

①自己点検・評価委員会	令和元年6月5日(水)学科会議終了後	林委員長
②自己点検・評価委員会 メール通知	令和元年6月11日(火)11:36	林委員長
③ 自己点検・評価委員会	令和元年6月28日(金)13:00	林委員長

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

平成30年度自己点検・評価報告書完成まで、以下の活動を行った。

- ①自己点検評価委員会 令和元年6月5日学科会議終了後18時25分～18時45分
 - ・平成30年度自己点検評価、分担決定とスケジュール確認。
- ②自己点検評価委員会 メール通知（令和元年6月11日11:36）
 - ・記入手続き確認
 - 令和元年6月17日（月）までに平成30年度版を作成。
 - 令和元年6月21日（金）に平成30年度版を確定する。
- ③自己点検校正委員会 令和元年6月20日 片山委員・三木委員・井本委員・林委員長
 - ・記入箇所点検
- ④自己点検評価委員会 令和元年6月28日
 - ・委員長による最終確認
 - ・ホームページへのアップ

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

1. 学生手帳 [平成 30 年度] p. 1
2. 大学案内 [平成 30 年度] p. 1
3. 本学院法人ホームページ [情報公開]
<http://www.shukugawagakuin.net/philosophy/>
4. 学校法人夙川学院創立百三十周年記念誌
5. 学校法人夙川学院九十年史
6. 学校法人夙川学院百年史
7. 学校法人夙川学院創立百十周年記念誌
8. 夙川学院短期大学二十五年史
9. 現状と課題 - 自己点検・評価報告書 1995 年度版

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

「建学の精神」について創設当時の参観すべき文章はなかったものの、創始者の精神は創造活動が人間性を涵養することを察知し、厳しい点検を行うことでそれを伝えてきた。またキリスト教的人道教育を優良な人材育成の手段と捉えた精神を活かして、現在の「イエス・キリストの教えを根本として人徳を育てる」という寄附行為の一条が生まれた。このように、人間性の価値を重んじる考えが「愛と誠実・清新な学識」という教育理念となって残されている。本学院は現在、(1) 夙川学院短期大学、(2) 夙川学院高等学校、(3) 夙川学院中学校、(4) 夙川学院短期大学付属幼稚園を設置しているが、学院全体の教育目的が明確でないため、各設置校の教育目標に整合性がなかった。それは、旧制女学校という中等教育機関から出発し、その後、短期大学および大学という高等教育機関を増設することとなった本学院において、この間、理事会が学院全体としての教育目的を検討せず、学院内の合意を形成する努力を払わなかったことにその原因がある。この根本的課題を克服し、本学院が生まれ変わるために、平成 27 年 3 月 27 日開催の理事会は、寄附行為の変更を行い、第 3 条 (目的) を以下のように変更した。この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、イエス・キリストの教えを根本とし、正義と平和を愛する徳の高い人を育てることを目的とする。

すなわち、従来のキリスト教的人道主義から「イエス・キリストの教えを教育の根本」

とすることでより明確に教育の目的を規定するとともに、創始者の思いを継ぎ、「徳の高い人を育てることを目的とする」こととしたのである。平成27年6月には、キリスト教学校教育同盟に加盟し、本学院のキリスト教教育にもとづく教育を内外ともに宣言することとなった。

短期大学の教育理念については、明治初頭から女子教育を一貫して進めてきた夙川学院の伝統をふまえて、昭和40年に本学が開学したときに「高等学校を卒業後、さらに高度な、また実地的な教養・知識・技能を身につけ、家庭と社会で有為な活動をする学生を育成すること」を目的とした。本学では、この目的をさらに明確にするため、創立の経緯に詳しい増谷くら教授から聴取してあった創始者の考えを基礎として、専門委員の検討、教授会での審議を経て、昭和55年に「教育の理念」として次の3項目を設定した。「愛と誠実」「清新な学識」「清楚にして優雅」がそれである。その後、平成6年度の「設置基準改正対策委員会（委員長：熨斗秀夫学長）」がこの理念の見直しを行った際に、社会から望まれる頼もしい女性の育成という観点から、第三項の「清楚にして優雅」を削除することとなり、平成6年9月の教授会の議を経て、「愛と誠実」「清新な学識」の2項目を理念とすることにした。

また、本学の基本方針を「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」と定め、次のように掲げた。

進展する国際化や情報化に対応し、幅広い知識と豊かな教養、洗練された技能、柔軟な思考力を養う。また、社会に貢献し、自己実現を図るために、個性を生かした専門的能力と表現力を身につけ、さらに、人権を尊重し、精神的に自立した女性を育成する。

さらに、各学科・専攻の「教育目標」についても確認した。児童教育学科については、「児童期および幼児期の教育の研究を通して、幅広い教養と豊かな人間性の形成をめざす」とし、当時のコース、初等教育コース・幼児教育コースに共通して、

- (1) 初等教育および幼児教育に必要な基本的知識と方法論を学ぶことによって、知的好奇心と鋭い探究心を喚起させる。
- (2) 音楽・美術・体育などを重視して、豊かな感性と創造力を養い、高い技能を習得させる。
- (3) ゼミ方式などを重視して、専門性と自主性を追求する人間を育成する。

との事項があげられている。

なお、平成25年度入学生より男女共学とすることに伴い、上記基本方針文言中の「女性」を「人間」と改めた。本学の「教育理念」については、このような経緯で形成され、今日まで継承されている。この教育理念は、学生手帳や大学案内に掲載し、新入生オリエンテーションの際に確認し、入学式、卒業式、創立記念式典などでの理事長・学長の祝辞、式辞、講話を通して理解を深めている。

また、本学は、平成25年4月のキャンパス移転を機に、児童教育学科単科の短期大学として保育者・教育者養成に邁進し、社会に貢献する精神を堅持することを確認している。これまでの取り組みをふまえつつ、社会が求める専門性の高い保育者・教育者の養成を目指し、21世紀にふさわしい本学独自の取り組みを検討していく努力を続けている。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

平成 21 年 10 月から、西宮市の要請により、「西宮市地域子育て支援センター事業」の一環として学内に「子育て支援ルーム しゅくたん広場」を開設した。

また、平成 27 年 10 月には神戸市の要請を受け、「神戸市地域子育て支援センター事業」の一環としてより地域に根ざした環境で「子育て広場 ぽかぽぼモトロク」、さらに平成 28 年 10 月には同様に「子育て広場 のびのびに一の」を開設している。少子化が進み、地域での人々の結びつきが希薄になった現代社会においては、昔から受け継がれてきた子育てにおける様々な知恵や工夫の伝承が難しくなりつつある。大学はこれらの状況を前提に、先進的かつ安定した視点を発信する「人を育てる場」となる必要があり、そのような大学が地域の人々に貢献や援助を行う重要性が増している。子育て支援は家庭支援であり「社会」を育てることにつながる。そのため、地域に根ざした大学における子育て支援の持つ意義は大きく、本学の子育て支援広場は新しい親と子の育ちを考える「地域の居場所」の役割を目指し開設したものである。事業内容は次の通りである。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施

通常週 5 日間（月～金、10:00～16:00）、未就園児の親子が自由に出入りでき、保育アドバイザー（保育士資格あるいは幼稚園教諭免許状を取得し子育て支援や保育経験のある本学卒業生）2 名が常駐している。「子育て支援ルーム しゅくたん広場」は、平成 28 年度には、場所を、附属幼稚園内に移設し、保育室の 1 室にて開室することとなり異世代交流も深まった。平成 30 年度は、総利用者数 3,538 名、開設から平成 30 年度までの 9 年間の累計利用者数は 45,710 名となっている。平成 30 年度の登録家族数は 150 組、累計登録家族数は 1,904 組となっている。なお、ボランティア 9 名の参加があった。利用の傾向としてはリピーターが多く、子育てのなかでおこる日常的な不安を気軽に相談できる保育アドバイザーの存在は地域の利用者親子に安心感を与えており、地域に根ざした子育て支援の場として、年を重ねるごとに広場が貴重な存在となっている。また、広場では月に 1 回学内外の講師を招き、定期講座を開催している。講座は、食育に関するものや親子でのヨガ体験等、啓発的な内容やリフレッシュを促すテーマで多面的に子育てに話題を提供している。また、お話し会や描画あそびなど本学教員による講座も開催し、地域の皆様にとって大学がより身近な存在になっている。母親の女性としての主体性や職場復帰を支える等の支援も継続して行っている。子育てに関する知識の習得や具体的な関わりを工夫する視点を提供し、孤立し閉塞しがちな子育て世代の生活に生き生きとしたエネルギーを与えるものとなっている。平成 30 年度には 16 回の定期講座を開催し、同学年の子どもと保護者の交流やふれあいあそび・情報交換会などを 36 回行った。また、異年齢児童や祖父母世代との交流を図る講座や、父親を対象にした講座を開催して、社会全体での子育て支援に積極的に向き合っている。附属幼稚園の避難訓練に利用者と共に参加したり、附属幼稚園生との異年齢交流をしたり、附属園生との交流も積極的に行った。また、近隣の子育て広場と連携をとり 9 月には「夙川子育て出前広場」を開催した。このような地域子育て支援拠点における子育て支援に対する功績が評価され、兵庫県より『平成 30 年度ひょうご子育て応援賞』を受賞した。本学教員による講習会を開催するなど、大学の専門性を生かした事業を実施している点も評価された。

「子育て広場 のびのびに一の」では、平成 30 年度は総利用者数 3,099 名、開設(平成 28 年 10 月)から平成 30 年度までの累計利用者数は 6,985 名となっている。平成 30 年度の登録家族数は 103 組、累計登録家族数は 347 組となっている。社会人等の 12 名のボランテ

ィア参加があった。平成 30 年度も 12 回の定期講座と 6 回の不定期講座を開催した。市場の商店に地域のボランティアとして参加していただき、子育て中の家族に食への関心と重要性を身近なところから啓発している。一方、地域の皆様にも、子育て世代と関わりを持っていただくことから、子育て世代への理解を深めている。また、2 ヶ月に一度開催される保育アドバイザーによる誕生日会も利用者家族の楽しみとして定着している。

また、「地域活性化プロジェクトエネルギー」が、課外・自主活動奨学金を利用して、活動をしている。大学周辺の子どもたちを対象にしたイベント・サークルとして企画・実施し、子ども・保護者・地域住民（主に高齢者）の世代間交流を促進する活動をめざしている。平成 30 年は 6 月 30 日「運動会」を行い、11 家族の参加があった。7 月 21 日に「水あそびと流しそうめん」を行い、参加人数は 82 名であった。また、8 月 11 日には「水遊び」に 4 組の家族が参加し、1 月 20 日には「楽器作りや音楽遊び」を行い、制作系のイベントは初めての試みであったが、満足してもらえた。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学が元来大切にしてきた、人間性を重んじ、学生一人一人に手厚い人徳教育を施す教育の在り方をカリキュラム編成に反映させるよう計画し、今後は、講義概要（シラバス）などの目に見える形で、定着させることが必要である。「愛と誠実」「清新な学識」が学生にとって必要な理念であるばかりでなく、とくに保育・教育の場に立ち、人と関わることを生業とする人間にとって自らの覚悟を問われるキーワードとなることの自覚を促してゆく。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

1. 学生手帳 [平成 30 年度] p. 1、pp. 54~75、p. 112、
2. 夙川学院短期大学学則
3. 本学ホームページ[情報公開]
http://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2012/10/kyoikukenyuu_150804.pdf
4. 講義概要 [平成 30 年度]
5. 本学ホームページ[情報公開]
http://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2016/09/diplomapolicy_160905.pdf
6. 教育理念ならびに方針に関する規程
7. カリキュラム・マップ
8. 履修カルテ
9. 授業評価アンケート

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II -A-6)

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学学則第1条(目的)は、建学の精神に則り「本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として、児童教育学に関する実地的な専門の学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定め、同二項に「児童教育学における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的について別に定める。」としている。教育目的・目標は、「教育理念並びに方針に関する規程」に以下の通り定めている。児童教育学科では、次の3領域にわたり幼児と児童の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人に対して、短期大学士(児童教育)を授与する。本学の教育目標は、以下の3領域において1から6の項目を達成することである。

<情意的領域(関心・意欲・態度)>

1. 愛と誠実さを持って、人間を尊重し、行動することができる。
2. 保育者・教育者として、自分の役割を自覚し、子どもの最善の利益を追求することができる。

<認知的領域(知識・理解・思考・判断)>

3. 保育者・教育者として、幅広い教養を身につけている。
4. 自ら設定した課題について、保育学・教育学・心理学・社会学などの研究方法を用いて考察することができる。

<技能・活動的領域(技能・表現)>

5. ユニット形式授業によって習得した技能を保育・教育の現場に用いることができる。
6. 子どもの感性や個性を大切に育てるための基本3技能「音楽・造形・体育」の実践力を身につけている。

本学学則第1条(目的)は、建学の精神に則り「本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として、児童教育学に関する実地的な専門の学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定め、同二項に「児童教育学における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的について別に定める。」としている。教育目的・目標は、「教育理念並びに方針に関する規程」に以下の通り定めている。児童教育学科では、次の3領域にわたり幼児と児童の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人に対して、短期大学士(児童教育)を授与する。本学の教育目標は、以下の3領域において1から6の項目を達成することである。

<情意的領域(関心・意欲・態度)>

1. 愛と誠実さを持って、人間を尊重し、行動することができる。
2. 保育者・教育者として、自分の役割を自覚し、子どもの最善の利益を追求することができる。

＜認知的領域（知識・理解・思考・判断）＞

3. 保育者・教育者として、幅広い教養を身につけている。
4. 自ら設定した課題について、保育学・教育学・心理学・社会学などの研究方法を用いて考察することができる。

＜技能・活動的領域（技能・表現）＞

5. ユニット形式授業によって習得した技能を保育・教育の現場に用いることができる。
6. 子どもの感性や個性を大切に育てるための基本 3 技能「音楽・造形・体育」の実践力を身につけている。

本学則の内容を踏まえて、本学の教育方針である「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」を実現するために、学生がアクティブに授業に参加し、自身の学識に自信を持てるように配慮した教育課程を展開し、自己表現力に優れた社会人を育成する。児童教育学科では、子どもの保育・教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者として幅広い視野と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人材の育成を目指す。教育課程編成および実施の方針は、次の通りである。教育課程（カリキュラム）では「情意（関心・意欲・態度）」、「認知（知識・理解・思考・判断）」、「技能・活動（技能・表現）」の3領域を設け、教養教育科目と専門教育科目を系統的、段階的に配置している。なお、ユニット科目は「音楽・図画工作・体育」の基本3技能に関する科目とともに、在学期間を通じて恒常的に実践力を習得できるようになっている。なお、平成28年12月1日より、「音楽・図画工作・体育」の基本3技能のうち、「図画工作」は「造形」と表記することになった。学科会議等において、教育目的・教育目標を教員相互で確認し共有化を図るとともに、学科長・学務部長を通じて非常勤教員への周知を図っている。また、学生にはオリエンテーションや各授業、実習指導などを通じて周知徹底している。さらに、学外へは、大学案内や本学ホームページを通じて公表している。教育目的や教育目標についての点検・見直しは、学科会議や自己点検・評価実施委員会などを中心に行われ、教授会で審議され学長が決定し、理事長に報告する。

【区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

本学の学習成果は、建学の精神に基づいた教育目的や目標により以下の通り、明確に示されている。学習成果は、マクロな視点からみれば、児童教育学科においては短期大学士（児童教育）の学位取得と保育士資格および幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状取得となる。資格・免許の取得数は、学習成果の一つとして卒業判定の教授会で報告している。ミクロな視点からの学習成果は、個々の授業科目における学習成果である。個々の学習成果を検討するために、講義概要（シラバス）には、「授業のテーマ及び到達目標」を明確に記述し、授業時間外の学習方法として「準備学習の内容」、「成績評価」、「課題（試験・レポート等）に対するフィードバックの方法」を具体的に記述するなど改善を加え、求められる量的・質的学習成果を確認しやすく

した。また、「授業のテーマ及び到達目標」をより具体的に学生の側に立って記述すること、「準備学習の内容」の詳述、「成績評価」の記載内容の検討など改善を加えた。学習成果には、毎年の講義概要（シラバス）作成時、前期・後期の授業開始時、学期末・年度末の成績評価時に可能な限り可視化に努め、多くの教員が定期的に点検している。さらに、授業科目担当者は、授業の中で到達目標を示し、学習成果について言及している。なお、学生に学習成果をより分かりやすく伝えるための一方法として、GPAを導入している。授業科目に関する量的学習成果の査定方法については、講義概要（シラバス）に記載し、学生に周知している（基準Ⅱ-A-4参照）。質的学習成果を確認する作業は、方法論が定かではなくあまり進んでいない現状である。学生の受講態度、授業への参加意欲等の質的学習成果については、主に学務部職員が核となり、専任教員と非常勤教員との間で情報交換を行い、情報の共有に努めている。学習成果が著しく不十分な学生に関しては、クラス担当教員（クラスアドバイザー）が面談を行い、学習支援にとどまらず学生生活の相談や助言等のさまざまな支援を行っている。2年次後期に開講される保育・教職実践演習（幼・小）においては、模擬保育・模擬授業を通して、質的学習成果として履修カルテを記載し、可視化を図っている。

【区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準Ⅰ-B-3の現状>

本学の「アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」（以下、三つの方針をまとめて「3つのポリシー（方針）」と表記する。）は以下の通りである。

【アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）】

児童教育学科は、「心・体・知・技」のバランスのとれた心豊かな思いやりのある保育者・教育者の育成を目指し、専門的な知識、実践的な能力を身につけようと積極的に取り組む姿勢、熱意をもち、社会に貢献する意欲のある人を求めています。

1. 保育・教育に興味・関心があり、自ら積極的に子どもと関わろうとする熱意がある人。
2. 専門的な知識を身につけるために必要な基礎的能力を備えている人。
3. 保育、教育に関する専門的知識・技能を身につける意欲がある人。
 - (1) ユニット形式授業において得意分野を伸ばし、より専門的な知識・技能を修めることに関心がある人。
 - (2) 「音楽・造形・体育」において実践力を身につける意欲がある人。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）】

児童教育学科は、ディプロマ・ポリシーを実現するため、カリキュラムでは「情意」、「認知」、「技能・活動」の3領域を設け、教養教育科目と専門教育科目を系統的、段階的に配置している。

なお、ユニット科目は「音楽・造形・体育」の基本3技能に関する科目とともに、在学期間を通じて恒常的に実践力を習得できるようになっている。

科目配置表には、専門教育科目、教養教育科目およびユニット科目（1回生・2回生）が

記載されている。受講者は、資格および免許に関する必修・選択科目を修めることにより、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状を取得することができる。

【ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）】

児童教育学科では、次の3領域にわたり幼児と児童の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人に対して、短期大学士（児童教育）を授与する。

3領域における到達目標は以下の通りである。

<情意的領域（関心・意欲・態度）>

1. 愛と誠実さを持って、人間を尊重し、行動することができる。
2. 保育者・教育者として、自分の役割を自覚し、子どもの最善の利益を追求することができる。

<認知的領域（知識・理解・思考・判断）>

3. 保育者・教育者として、幅広い教養を身につけている。
4. 自ら設定した課題について、保育学・教育学・心理学・社会学などの研究方法を用いて考察することができる。

<技能・活動的領域（技能・表現）>

5. ユニット形式授業によって習得した技能を保育・教育の現場に用いることができる。
6. 子どもの感性や個性を大切に育てるための基本3技能「音楽・造形・体育」の実践力を身につけている。

上記3つのポリシー（方針）は平成28年度に改定を行った。児童教育学科としての保育・児童教育専門職の養成を目指すため、入学者に求める資質や姿勢から、教育課程の編成、単位認定や資格授与等の学習成果の獲得に至る一体的なものにした。学習成果の状況、それによる講義概要（シラバス）等の見直し、学生生活に関する情報共有などは、学科会議や学務委員会等によって随時検証しており、適宜3つのポリシー（方針）の検証・見直しをすることができるよう取り組んでいる。なお、3つのポリシー（方針）の学内外への表明については、大学案内、学生手帳、本学ホームページにて行っている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

平成26年度より、カリキュラム全体について学科・学務委員会で検討・点検を行い、カリキュラム・ポリシーおよび科目配置表（カリキュラム・マップ）を作成した。それにより、本学の教育理念に基づいた保育者・教育者養成がより一層明確なものとなった。なお、長期履修制度の完成年度を迎えたが、今後も必要に応じて適宜、修正・改善をしていく。また、教育目標も引き続きより明確で具体的な学習成果を示せるものへの改善を検討していく。講義概要（シラバス）（提出資料7）には、授業の到達目標、成績評価基準、授業外の学習方法等、必要な事項を示すことになっている。今年度は、第三者による全講義概要（シラバス）の確認を行い、より充実したものとなった。

なお、講義概要（シラバス）の点検をより効果的にするために、毎回の授業の中での到達目標を提示し、量的・質的データとして可視化可能な学習成果を把握するなど、確認項目・観点等の整理も含め引き続き検討していきたい。諸法令の意義や制定改正については、新年度の教務説明会、定例学科会議等において適宜、全教員（非常勤講師も含む）に説明し、遵守に努めている。今後も全教員で意識を共有する機会を増やす必要がある。また、研修会や学会等で得た情報・知識を活用するためにも、研究活

動参加の意欲を喚起し、研修会等に参加しやすい職場環境づくりも引き続き考慮しなければならない。

また、教育の質の査定方法の一つとして、毎学期末に実施している「学生による授業評価（アンケート）」がある。結果は教員個人に返され、それに対しての教員のコメントを含めて学内に公表されており、教員・学生が確認できる。これを基に授業改善がなされていると思われるが、その状況の全学的な把握はできていない。また、ファカルティ・ディベロップメント（以下、FD と表記する）活動の一つとしての教員相互の授業見学を今年度も実施した。研究日や出張、授業が重なる中で見学の時間を如何にとることができるかが課題でその対応を検討中である。互いに授業を見学し、授業内容、指導方法の改善に取り組むことは引き続き行っていきたい。

PDCA サイクルについては、保育・教育をはじめとして対人関係の取り組みに必ずしも適用できない点がある。しかしながら、PDCA サイクルが教育の向上・充実に役立つ点を吟味し、学科全体で把握する仕組みを整える必要がある。カリキュラム・ポリシーや科目配置表（カリキュラム・マップ）に基づいて、カリキュラム全体に整合性・具体性をもたせることにより、授業科目内容の重複や手薄な部分がないことや、各授業科目とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との繋がりを確認する必要がある。教職課程の再課程認定に加え、次年度以降保育士養成科目の検討もあり、引き続き、カリキュラム・ポリシーや科目配置表（カリキュラム・マップ）を学科全体としての科目編成や授業内容の改善に活用していきたい。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特に無し

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

1. 夙川学院短期大学評価委員会規程
2. 平成 26 年度自己点検・評価報告書
3. 平成 27 年度自己点検・評価報告書
4. 平成 28 年度自己点検・評価報告書
5. 平成 29 年度自己点検・評価報告書
6. 平成 30 年度自己点検・評価報告書

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

学則第1条の2に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動ならびに運営等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。実施体制の確立、向上・充実については、以下のように取り組んでいる。「夙川学院短期大学自己点検・評価委員会規程」を定め、第三者評価を含む短期大学の自己点検・評価活動を運営する組織を位置づけている。主たる自己点検・評価活動としては、自己点検・評価報告書の作成・公表である。本学は、平成26年8月に自己点検・評価の実施組織（自己点検・評価実施委員会）を設置し、活動を展開してきた。平成27年4月からは、自己点検・評価活動の組織体制をも見直し、新たに名称変更した自己点検・評価委員会の下で継続した活動を展開している。平成29年度からは特に、自己点検・評価委員会の委員だけでなく、FD委員会や学務委員会の委員また、学科教員も加わり、本学の教職員全員がかかわり組織全体で点検・評価活動が展開できるよう工夫した。その結果としての自己点検評価報告書を本学ホームページにて公開している。当該年度は短期大学基準協会による第三者評価を受けた結果、的確と認定された。

また、毎年、当該年度の自己点検・評価活動全般を振り返り次年度の課題を明確にして、委員会などで課題解決に向け取り組んでいる。

改善計画・行動計画を推進するうえで、FD活動・SD活動によって、研鑽された教職員の意識や視点が重要である。そのために、自己点検・評価に係る学内外のFD活動・SD活動を推進する。学外研修に教職員が交代で参加することにより得た知見を組織的に共有する体制をさらに定着させる。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

学校教育法、短期大学設置基準、保育士・教員養成等に関わる法令、公文書等の制定・改正に対しては、教授会等で資料を提示し、情報を共有して法令遵守に努めている。教育課程に関する研修会等には、代表の教員が参加し、学科会議等において全教員に報告を行っている。授業科目担当者は、講義概要（シラバス）に各授業科目の評価の方法と評価基準を示し（P）、講義概要（シラバス）に沿った授業を実施後、試験、レポート、実技試験等により成績評価を実施（D）し、「学生による授業評価（アンケート）」（C）をもとに次年度の授業の改善（A）を行っている。授業終了時に実施する「学生による授業評価（アンケート）」の結果は、学習成果の査定を行う際に活用している。本学は、保育士資格、幼稚園教諭・小学校教諭二種免許状取得を目指しているので、それぞれに求められる授業内容や基準に基づく授業が実施され、ひいては専門性を活かした就職に明確な形で繋がっている。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題＞

学習成果の査定は具体的で明確であることが望ましい。それぞれの担当教員がさまざまな工夫を加えて遂行しているが、量的・質的な学習成果を一層明確にし、統一的に測定するための方法論の確立が求められており、学内外へ公表していくことも大きな課題であると考え。引き続き、方法論の確立と学内外への公表について検討していく。講義概要（シラバス）の記載方法は順次改善を図っている。演習等で学生の個別指導を含んでいる場合には、各回の具体的な授業内容の記載が難しいが、表記上の工夫がされている。さらに今年度末には次年度に向けて学務委員会・FD委員会の合同でシラバスのチェックを行った。客観的な評価の方針や配点、統一的な評価と査定の基準にも未だ検討の余地がある。教育課程全体としての方向性を再度検討し、査定の基準を明確化することが必要である。また、GPAの本格的運用として、学生の学習意欲の向上につながるよう検討したい。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

特になし

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

前回の認証評価を受けた自己点検・評価報告書に示された改善計画では、建学の精神の浸透を図り、短期大学の教育目的を活かして、教育目標を徹底することが行動計画として示されている。これを受けて、講義概要（シラバス）に関しては、授業の到達目標、成績評価基準、授業外の学習方法等、必要な事項の記載を示すことになっている。平成 28 年度は教職課程の再課程認定のための書類作成に伴い、講義概要の確認を一部の科目に限って行ったが、平成 29 年度は、平成 30 年度分として提出された全ての講義概要をファカルティ・ディベロップメント委員会と学務委員会で点検した。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の一環として平成 28 年 11 月から一部の教員相互の授業を公開したが、平成 29 年からは教員全員が授業公開し、相互の授業参観を行っている。教員自身が授業の見直しを図るとともに、参観することによって新たな知見を得ることで授業の目標の一層の明確化が期待される。より有効な公開授業のあり方を検討している。

b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人間性を重んじ、手厚い人徳教育を施す教育の在り方をカリキュラム編成に反映させるとともに、人との関わりが重視される保育者・教育者にとって「愛と誠実」「清新な学識」がキーワードとなることへの自覚をさまざまな促すことが望まれる。

長期履修制度の完成年度を迎えたが、今後も必要に応じて適宜、修正・改善をしていく。また、教育目標も引き続きより明確で具体的な学習成果を示せるものへの改善を検討していく。講義概要についてはその記載方法のさらなる改善を進めるとともに、具体的な点検をより効果的にするために、毎回の授業の中での到達目標を提示し、量的・質的データとして可視化可能な学習成果を把握するなど、確認項目・観点等の整理も含め引き続き検討していきたい。

学生による授業評価（アンケート）の結果を基にした授業改善について、その状況の全学的な把握が必要である。また、アンケート項目の改善・追加等を行い、アンケートを通

じて学生からの意見聴聞に努める必要がある。平成 28 年度から FD 活動の一つとして行っている授業公開を全員公開で実施しているが、研究日や出張、授業が重なり、多くの見学者にはならなかったため、対策が求められる

PDCA サイクルについては、PDCA サイクルが教育の向上・充実に役立つ点を吟味し、学科全体で把握する仕組みを整える必要がある。カリキュラム・ポリシーやカリキュラム・マップに基づいて、カリキュラム全体に整合性・具体性をもたせるとともに、授業科目内容の重複や手薄な部分がないことや、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの繋がりを確認する必要がある。教職課程の再課程認定に加え、次年度以降保育士養成科目の検討もあり、引き続き、カリキュラム・ポリシーやカリキュラム・マップを学科全体としての科目編成や授業内容の改善に活用していきたい。

また、学科や個別委員会における自己点検作業の充実を図るとともに、全学的な点検・評価を担う「自己点検・評価委員会」の活動を活性化させる。具体的には、これまでの点検・評価活動によって策定された改善計画・行動計画の進捗状況の経年分析を行う。そのための詳細なチェックの方法を確立し、本学全体の改善状況を精査することで、今後の改善につなげる。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

1. 学生手帳 [平成 30 年度] p. 1 pp. 53～75
2. 大学案内 [平成 30 年度] p. 1
3. 講義概要 [平成 30 年度]
4. 本学ホームページ[情報公開]
http://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2016/09/diplomapolicy_160905.pdf (学生手帳 pp.62～63)
5. 本学ホームページ[情報公開]
http://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2016/09/curriculumpolicy_160905.pdf
6. 本学ホームページ [情報公開]
http://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2016/09/admissionpolicy_160905.pdf
7. 学生募集要項 [平成 30 年度]
8. 時間割 [平成 30 年度]
9. カリキュラムに対応した授業科目
10. 本学ホームページ
<https://www.shukugawa-c.ac.jp/department/syllabus/>
11. 卒業判定会議資料
12. GPA 一覧表

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、本学の「教育理念」に基づいて、「児童教育学科では、幼児・児童の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人に対して、短期大学士（児童教育）を授与する」と定めている。また、これらは、学科の方針を含め本学ホームページや学生募集要項、学生手帳で表明している。

なお、学位授与の基本方針の「学則上の根拠」を明確にするため、学則第 32 条に「本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、

教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」、同条第2項に「卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する」と定めている。

本学ではこれまで短期大学全体の教育方針として「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」を目指し、「進展する国際化や情報化に対応し、幅広い知識と豊かな教養、洗練された技能、柔軟な思考力を養う」こと、また、「社会に貢献し、自己実現を図るために、個性を生かした専門的能力と表現力を身につけ、さらに、人権を尊重し、精神的に自立した人材を養成する」ことを掲げてきた。この方針は、児童教育学科単科の短期大学となった今も普遍的なものと考えている。ただし、児童教育学科として、人間性が豊かで新しい時代にふさわしい専門的知識と技能を習得した保育士や幼稚園教諭ならびに小学校教諭等の保育・児童教育専門職の養成を目指すにあたっては、やや抽象的な指針になっていたと考える。このため、前年度、学科のより具体的な教育指針を明確化し、単位認定や資格授与等、学習成果の獲得にも結びつくようディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の再検討を行った結果、基準I-B-3に掲げたものに改定した。

平成28年度入学生は、キリスト教科目の「キリスト教学」（1単位）を必修としたため、児童教育学科の卒業要件は以下の表の通りとなった。今年度入学生も同様である。

分 野		必要単位数
教養教育科目	クリエイティブ教養（必修1単位含む）	2単位以上
	スキルアップ（トレーニングの科目1単位以上を含む）	2単位以上
	外国語	2単位以上
	スポーツ（実習科目より1単位以上）	1単位以上
	教養教育科目計	11単位以上
キャリア教育科目		1単位以上
専門教育科目		47単位以上
教養教育科目　キャリア教育科目　専門教育科目のいずれかから		3単位以上
合 計		62単位以上

平成28年度入学生は、卒業に要する専門教育科目の単位数を47単位以上とし、うち学科必修科目は6単位であった。今年度入学生は、学科必修科目を10単位とした。履修による取得可能な資格・免許は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、こども音楽療育士、社会福祉主事任用資格、児童指導員任用資格であり、履修と試験による取得可能な資格には、ピアヘルパーがある。また、本学にて開催される日本幼児体育学会主催の講習会に参加し審査によって認定される資格として、幼児体育指導員、幼児のリズム運動指導員がある。これらの資格・免許の取得要件は「学生手帳」に明記されている。本学科は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状および小学校教諭二種免許状を有する保育者・教育者の養成を主たる目的としている。資格・免許の取得に必要な科目は多岐にわたり単位数も多いので、基礎的なものから応用的なものへと学習を段階的に積み上げていくように各科目を配置し、計画的に履修させている。また、3つの資格・免許を取得する場合には相当な学習量と時間が求められるため、2年間（長期履修生は3年間）を通しての学習意欲の持続と不断の学修の努力を学生に強く求めている。

また、保育者・教育者としての資質を保証するために、保育実習・教育実習に参加するための条件を以下のように設定し、学生手帳に明示するとともに保育・教職課程委員会の承認を得ることを義務付けている。

＜保育実習に参加するための条件＞

保育士資格を取得するには、保育所実習（保育実習ⅠA）と施設実習（保育実習ⅠB）をそれぞれ10日間、保育所実習（保育実習Ⅱ）または施設実習（保育実習Ⅲ）を10日間、合計30日間の実習に参加しなければなりません。保育実習に参加するためには、次の条件を満たし、保育・教職課程委員会の承認を得なければなりません。

また、2年制の学生と長期履修の学生の実習参加条件について、別々に次のように定めている。

① 2年制の学生

●保育実習ⅠA参加条件

1. 1年次前期履修登録時に保育士資格取得の意志を固めている者
2. 「保育実習指導ⅠA」にすべて出席していること
3. 保育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「子どもの保健ⅠA」「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること
5. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目以上の単位を修得していること

●保育実習ⅠB参加条件（保育実習ⅠA参加済であること）

1. 「保育実習指導ⅠB」にすべて出席していること

●保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ参加条件（保育実習ⅠB参加済であること）

1. 「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習指導Ⅲ」にすべて出席していること
2. 「保育原理」「乳児保育Ⅰ」「発達心理学」のうち2科目以上の単位を修得していること

② 長期履修生

●保育実習ⅠA参加条件

1. 1年次前期履修登録時に保育士資格取得の意志を固めている者
2. 「保育実習指導ⅠA」にすべて出席していること
3. 保育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「子どもの保健ⅠA」「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること

●保育実習ⅠB参加条件（保育実習ⅠA参加済であること）

1. 「保育実習指導ⅠB」にすべて出席していること

●保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ参加条件（保育実習ⅠB参加済であること）

1. 「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習指導Ⅲ」にすべて出席していること
2. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目以上の単位を修得していること
3. 「保育原理」「乳児保育Ⅰ」「発達心理学」のうち2科目以上の単位を修得していること

＜教育実習に参加するための条件＞

幼稚園実習希望者または小学校実習希望者は、2回生時に4週間の教育実習に参加します。長期履修生は、3回生時に4週間の教育実習に参加します。

なお、小学校実習希望者は、介護体験（施設5日間＋特別支援学校2日間）に参加しなければなりません。介護体験の参加は、1回生で参加、長期履修生は2回生で参加します。

また、2年制の学生と長期履修の学生の実習参加条件について、別々につぎのように定めている。

① 2年制の学生

●教育実習参加条件

1. 1年次後期履修登録時に教育職員免許状取得の意志を固めている者
2. 「教育実習事前・事後指導（幼）」または「教育実習事前・事後指導（小）」にすべて出席していること
3. 教育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「教育原理」あるいは「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること
5. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目以上の単位を修得していること
6. 「教職総論」「音楽Ⅱ」「幼児体育Ⅱ」のうち2科目以上の単位を修得していること
7. 1年次の総修得単位数が30単位以上であること

②長期履修生

●教育実習参加条件

1. 1年次前期履修登録時に教育職員免許状取得の意志を固めている者
2. 「教育実習事前・事後指導」にすべて出席していること
3. 教育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「教育原理」あるいは「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること
5. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目以上の単位を修得していること
6. 「教職総論」「音楽Ⅱ」「幼児体育Ⅱ」のうち2科目以上の単位を修得していること
7. 2年次の総修得単位数が40単位以上であること

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

(1) 教育課程編成の基本方針

児童教育学科では、これまで「教育理念」に示した「愛と誠実」・「清新な学識」と、「教育方針」に示した「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」を目指し、「進展する国際化や情報化に対応し、幅広い知識と豊かな教養、洗練された技能、柔軟な思考力を養う」こと、また「社会に貢献し、自己実現を図るために、個性を生かした専門的能力と表現力を身につけ、さらに、人権を尊重し、精神的に自立した人間を育成する」ことの実現を目指してきた。ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）とも照らし合わせて、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）は当初「幼稚園、小学校の教員の養成に主眼をおき、「心・体・知・技」のバランスのとれた教育者の育成を目指す。保育・教育に関する専門的知識を習得するとともに、音楽、図工、体育などの実技を重視し、実践的な能力を育成する。より豊かな保育力を身につけた保育者の養成も行う」と定めていた。またカリキュラムの編成にあたっては、これに基づき、教養教育科目と専門教育科目、ユニット科目を系統的、段階的に配置し、保育者に必要な基本的資質を確保するよう編成していた。

(2) 体系的な教育課程の編成と特色

平成28年度にはディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の改定と同時に、カリキュラム・ポリシーについても検討し、基準Ⅰ-B-3に掲げたものに改定した。そのディプロマ・ポリシーを実現するため、カリキュラムでは「情意」、「認知」、「技能・活動」の3領域を設け、教養教育科目と専門教育科目を系統的、段階的に配置している。教養教育科目、キャリア教育科目、専門教育科目（ユニット科目を含む）に分けた開講科目表を基に、教育実習や保育実習の実施時期も考慮しながら、開講時期を科目ごとに検討し、各科目と学習成果との関連や教育課程全体と学習成果の獲得との関係を重視して体系的な教育課程を編成している。開講科目は、教養教育科目、キャリア教育科目、専門教育科目（ユニット科目を含む）に分けた開講科目表を学生手帳に明示している。

また、上記(1)のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に基づき、保育者養成のねらいや内容をふまえた上で、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状を取得するための組み合わせに応じて必修および選択必修科目を設定し、学生手帳の各開講科目表の備考欄に明示して運用している。

平成28年度に作成したカリキュラム・マップ（科目配置表）を基に、「情意」、「認知」、「技能・活動」の3領域とその境界領域「情意&認知」、「認知&技能・活動」を設け、ユニット科目、教養教育科目とキャリア教育科目、専門教育科目を系統的（領域）、段階的（学年）に科目を配置している。さらに、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状取得の必修科目にはそれを明記し、科目の位置づけを図った。

なお、ユニット科目は「音楽・造形・体育」の基本3技能に関する科目とともに、在学期間を通じて恒常的に実践力を習得できるようになっている。「音楽・造形・体育」の基本3技能に関する内容をはじめとして、在学期間を通じて学生自身が保育者・教育者として長所と考える技能をより一層向上させるような内容、あるいは今日求められる保育や子育て支援、教育に関する知識や技能を専門的に学び、保育者・教育者としての資質をより一層向上させることができるような内容として編成している。

ユニット科目の「子ども学ゼミA」と「子ども学ゼミB」は卒業必修の通年科目として設置して隔年開講していたが、諸事情で半期休学する学生も卒業必修の当該科目単位取得のためには1年間の受講が必須になってしまうことから、平成30年度入学生より「子ども学ゼミA」「子ども学ゼミB」「子ども学ゼミC」「子ども学ゼミD」を半期

科目として配置した。科目内容によって1年間の継続的な学びが必要なものは、子ども学ゼミAとB、子ども学ゼミCとDを続けて2期受講することを推奨するものもあるが、単位としては半期ごとに認定することになった。2年間で子ども学ゼミA,B,C,D(全部で4単位)と受講することが可能な時間割配置にしているが、2単位取得を卒業必須要件とした。「子ども学ゼミ」は学生の個性と技能を伸ばすための科目で本年度は以下のような多彩な内容の14ゼミを開設し、学生が自由に選択できるようにしている。

	子ども学ゼミ A	子ども学ゼミ B
1	ちょっと知的にアーティスト・ステップ1	ちょっと知的にアーティスト・ステップ2
2	音楽ユニット1	音楽ユニット2
3	保育ナチュラリスト(春から夏)	保育ナチュラリスト(秋から冬)
4	絵本づくりユニット～みんなで楽しく絵本をつくろう	絵本づくりユニット～世界にひとつだけのオリジナル絵本をつくろう
5	豊かな教育・保育実践に学ぶ	豊かな教育・保育実践に学ぶ
6	手作りおもちゃをつくる	手作りおもちゃをつくる
7	保育実践ユニット～エプロンシアターをつくろう	保育実践ユニット～手袋シアターをつくろう
8	壁面づくりを楽しもう	パネルシアターをつくろう
9	幼児教育・初等教育での英語指導ユニット	幼児教育・初等教育での英語指導ユニット
10	子どものあそびユニット	ICT保育について
11	臨床心理学の視点から心と出会う	臨床心理学の視点から心をとらえる
12	子どものためのスポーツと運動あそび	子どものためのスポーツと運動あそび
13	歌ことばユニット	歌ことばユニット
14	運動あそびを考える	運動あそびを考える

幼稚園教諭二種免許状ならびに小学校教諭二種免許状取得のための対応科目表では科目区分ごとに授業科目を示すとともに、免許法施行規則に定める科目区分等を明示し、それぞれの授業科目の内容を端的に把握できるようにした。また、保育士資格取得のための対応科目表でも各科目を系列ごとに整理して示し、学生の理解を図るようにしている。この他、「こども音楽療育士」や「ピアヘルパー」、「社会福祉主事任用資格」の要件科目も専門教育科目に設定し、保育士資格や幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状の取得を主たる目的としながらも、より専門性の高い保育者の養成を目指している。なお、「幼児体育指導員」と「幼児のリズム運動指導員」は要件となる科目を設定するものではなく、講習受講と審査による資格であるが、幼児から小学校低学年のリズム運動や体育の指導に資するものと考え、平成27年度より導入している。保育士資格、幼稚園教諭二種免許状および小学校教諭二種免許状の取得を中心に据えた教育課程は、法律で定められている教育課程という枠組みの中にあり、保育者養成校であれば多くの短期大学で類似した教育課程となっている。ただ、近年の入学者の質的变化には著しいものがあり、従来からの基礎学力面に加え、自然体験や生活体験も乏しく、これらに関する理解や知識、技能を十分に習得していない学生も多々見られる。多様な人とかかわる経験が少なく、コミュニケーションをとることの苦手な学生も目立ちはじめている。さまざまな環境とのかかわりから教える力や感性、表現力、ならびに豊かな人間性などの総合的な資質や能力が求められる保育・教育専門

職を養成する課程にとって、このことは大きな問題となっている。教養教育科目の中にある「キリスト教学」や「自然の楽しみ方」「日本の文化」「日本語を考える」などや、ユニット科目の「子ども学ゼミA」と「子ども学ゼミB」は、このような学生の問題状況への改善を意図したものとしてある。授業形態は、講義、演習、実習・実技など多岐にわたる形態を設置し、上記の資格・免許に対応して、バランスよく配置している。授業形態の内容については履修の基本事項として学生手帳に記載し、授業への学生の取り組み方について周知を図っている。必修・選択のバランスも同様である。成績評価は教育の質の保証という視点で捉え、各科目の特性に応じて、平常試験や学期末試験、レポート、作品、実技試験を適宜組み合わせを行い、厳正かつ公平に実施している。また、成績簿（採点簿）は出席簿（履修者名簿）とともに学期末に学務部に提出後、保管している。講義概要（シラバス）には必要項目として、授業の到達目標、授業の概要、全体の授業計画・内容、準備学習の方法、成績評価、テキスト、参考文献を明示している。

（3）教員の配置

専任教員の配置については、全専任教員 15 名のうち、教授 6 名、准教授 3 名、講師 6 名である。各科目の担当教員は資格・実務経験・業績を基に配置している。専門教育科目の担当教員については、卒業必修科目や資格・免許の必修科目、学外教育実習科目といった保育者養成の基幹科目は、原則として専任教員を配置している。また、音楽、造形、体育の実技科目も重点科目と位置づけ、専任教員を配置している。専門教育科目 92 科目（平成 30 年度開講）の内、外部の非常勤講師に担当を依頼している科目数は 46 科目であり、専任教員による担当領域が半数を占めている。また、クラスアドバイザー制度をとり在学期間中を通して、学生に対する個別・集団の支援および指導を行っている。

学科の教育課程については、学務委員会及び学科会議にて定期的に見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

教養教育については、「クリエイティブ教養」、「スキルアップ」、「外国語」、「スポーツ」の科目群を設定し、11 単位以上の修得を必須としている。また幅広い教養教育の実施のため、放送大学と単位互換協定を結び、放送大学で開講される科目のうち以下の「放送大学科目（平成 30 年度）」を修得した場合、本学の教養教育科目の単位として認定している。

（問題解決の進め方、歴史と人間、人体の構造と機能、はじめての気象学、教育の社会学、教育のための ICT 活用）（学生手帳 pp. 54～56）

なお、単位を修得した場合は、放送大学の授業料は本学の負担とし、学生に全額返金している。また、科目数や科目選定は学務委員会にて年度末に検討している。

同様に神戸ポートアイランド 4 大学連携単位互換科目も教養教育の単位として認定している。教養教育の効果の測定・評価、改善に関しては、専門教育科目（ユニット科目を含む）等の学習効果のそれらに準じている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学児童教育学科では、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状・小学校教諭二種免許状の取得を主眼としているが、卒業要件にはしていない。しかし、今後、保育園・幼稚園が認定こども園に移行していく状況に対応するためにも、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の両方の資格・免許取得を奨励し、それを前提としたカリキュラム編成と運営を行っている。また、子ども音楽療育士、ピアヘルパー、レクリエーション・インストラクター、社会福祉主事任用資格など保育士・教員の資格・免許を活かしたうえで職業選択の幅を広げる資格の取得も可能である。職業教育における基礎的な知識や技能は、専門教育科目や保育・教育実習において修得することが可能であるが、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力の育成は、キャリア教育の基幹科目として開講している。

①「キャリアプランニングの基礎」

社会で働く意味、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の職業について考える。自己理解・他己理解・職業理解を通して、自分自身の「キャリアプラン」を作成する指導を行っている。この授業を通じて得た自己理解をさらに深め、徐々に具体的な職業観の形成に繋げていく。

②「キャリアスタディA」

履歴書作成を念頭においた自己分析や採用試験に向けた論作文指導、模擬試験、模擬面接など、実践的な内容の授業で、様々な場面に対応できる実力を養う。また保育・教育職に就いている卒業生を講師として招き、さらに今年度からは外部講師による進路セミナーや幼保一元化に詳しい私立の園長先生の講演会も取り入れ、働くということや職業に対する理解を深める講義を実施している。

③「キャリアスタディB」・「キャリアスタディC」

公務員試験対策のため、それぞれの教科に関して、公務員試験での頻出項目をピックアップして演習し、不得意分野を克服するための講義を実施している。学生の希望する地域の公務員試験に合わせて個別に試験対策を行っている。

また、公立校園への就職を推奨し、チャレンジする学生が増えていくよう、次の取り組みを行っている。まずは、必修科目である『キャリアプランニングの基礎』の授業時間内に学力テストを実施し、現在の自らの学力を認識させる。また、専門業者により公務員試験等の実情や動向および対策についての情報を得るための公務員試験ガイダンスを設け、公務員の仕事内容や勤務条件について、学生に詳細な説明を行っている。そのガイダンスで学生自身が公務員の仕事について正しい知識を得ることによって、公務員試験受験への意識を高めていく。更に平成29年度からは、春休みの期間を利用して外部講師（東京アカデミー）による「公立試験・教員採用試験対策短期集中講座」を開講している。学務部職員および教員が就職先の園や施設を訪問し、卒業生の現状の把握に努めている。また、教育実習、施設実習の巡回指導の際、本学卒業生の現状の調査を行い、そこで知りえた情報をもとに学科会議などを通じ学内にフィードバックし、求められる人材についての理解と教育の向上につなげることができるよう努めている。

【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）は、大学案内、学生募集要項、本学ホームページを通じて、受験生に対して明確に示している。

受験生からの問い合わせには、入試広報部が窓口となり、他部署と連携しながら適切かつ迅速に対応している。なお、パンフレットなどの刊行物および、本学ホームページには必ず問い合わせ先を明示している。また、兵庫県に関わらず入学実績の多い他府県において開催される進学相談会および高校内ガイダンスへ積極的に参加し、受験生に直接説明するとともに質問や疑問に答えている。さらに、兵庫県下と実績のある他府県の高等学校にはそれぞれ担当者を割り当て、アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）を説明するとともに受験生の質問、オープンキャンパスへの参加状況、出願状況などを報告し、情報共有をするようにしている。受験生に保育・教育分野の理解を促すために年間12回のオープンキャンパスを実施している。学内体制としては、学科教員と職員で構成された入試広報委員会を設置し、大学案内制作および入学試験計画・募集要項の立案、ホームページに関すること、オープンキャンパスの運営方法、広報の基本方針などの事項を担当している。また、入試広報事務は事務局に入試広報部を組織し、専任職員2名を配し当たっている。なお、入学試験種別によって試験内容は異なるが、指定校推薦入学試験、高大連携特別指定校推薦入学試験、公募制推薦入学試験、一般入学試験、AO入学試験、社会人入学試験、内部推薦入学試験を設け、選抜を行っている。また、平成30年度より、兵庫県立神戸高等技術専門学院を窓口とする、離職者等再就職県委託訓練事業企画（長期高度人材育成コース）に提案、採択され、特別入試を設け、選抜を行っている。

また、本学の雰囲気になれるとともに、児童教育学科での学びの全容を知り学習意欲を高めることを目的に入学者全員を対象として、入学者へのプレ学習を行っている。3月末から4月にかけてオリエンテーションを実施している。学科長および学務部長による本学における教育理念や教育方針についての講話に始まり、単位登録、教職課程のこと、実習および資格免許のこと、教養教育、キャリア教育、学生証など、在学中に関わる内容を説明している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

学習成果とその測定・査定については、本学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に沿って明確に行われている。以下、教育課程レベルと授業科目レベルに分けて具体的に示す。教育課程レベルでの学習成果は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状ならびに小学校教諭二種免許状の取得を伴う形で、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）として、具体性をもって定められている。また、開講科目表に各科目の開講時期と取得できる免許種別を明示することにより、学生が卒業や資格取得までの過程を見据え、学習成果の具体性や達成可能性、達成後の実際的な価値を把握できるようにしている。授業科目レベルでは、個々の学習成果の検討のために、講義概要（シラバス）において、「授業の到達目標」を明確に記述し、「学習の方法としての予習のあり方、学習のあり方、復習のあり方」や「成績評価の方法と基準」等を具体的に記述する形で、求められる量的・質的学習成果を確認可能としている。学生側の視点に立って学習成果の提示がなされるよう、非常勤講師を含む教員全体が共通認識をもって講義概要（シラバス）作成を行っている。なお、本年度においては、演習等で学生の個別指導を含む場合や数回にわたる学習テーマであっても、各回の重点的な小テーマを記載するよう指示し、講義概要（シラバス）作成を行った。この講義概要（シラバス）に基づいて各教員は、学習到達目標の達成が可能となるよう授業を行い、成績評価を通じてその査定を行っている。また、成績は下表の基準で評価している。なお、教員には評価点の算出を求めているが、成績提出はS A B C E F評価としているため、評価平均点（卒業までの全履修科目の平均）は算出不可である。

判定	評価	素点	グレード ポイント	説明
合格 (単位認定)	S	100～90点	4.0	
	A	89点～80点	3.0	
	B	79点～70点	2.0	
	C	69点～60点	1.0	
不合格 (単位不認定)	E	59点～0点	0	追、再試験発表時に「D（再）」となった場合、必要な手続きをとれば再度試験を受けることができます。その場合、合格はC評価、不合格はE評価となります。
	F		0	授業への出席回数が不足しているため、不合格となります。
単位認定	G			入学前に本学以外の大学・短期大学で修得した単位、再入学生の既修得単位、教養教育科目の「総合英語」「総合日本語」で単位認定した場合。

「保育・教職実践演習（幼・小）」での履修カルテ作成は、1回生後期授業開始時期、2回生前期授業開始時期、2回生後期授業開始時期と同授業終了時期に行われている。これは、学生自身が学期ごとの学習成果を詳しく振り返る数少ない機会であり、教員にとっても、教育課程を通じての学習成果を量的・質的に査定する機会となっている。

各授業科目レベルでの学習成果の測定は、講義概要（シラバス）において「授業の到達目標」と同時に明示される「成績評価」（評価項目・評価基準・配点比率等）を基に行われている。以下、学習成果の明示と測定の方法について、内容別に詳しく記す。

授業形態「講義」の科目の学習成果は、多くは小テスト、レポート、授業内試験、定期試験等で実施され、講義概要（シラバス）で明確に示された評価方法により測定されており、可視化できている。これに比して、授業形態「演習」の科目の学習成果は、測定が難しい面もあるが、学期途中での提出課題や小テスト等を多く設定することで、講義概要（シラバス）で示す評価方法を用いて適切に査定するよう努められている。授業形態「実技」の科目の学習成果は、実技試験の評価結果として、可視化ができている。担当者が複数いる場合は教員ごとに違いが生じやすいため、成績評価責任者を中心に、科目内で共通認識をもつよう努められている。「教育方法論」、「保育・教職実践演習（幼・小）」、「教育実習事前・事後指導（幼）」、「保育実習指導ⅠA」、「保育実習指導ⅠB」、「保育実習指導Ⅱ」、「児童文化」、「障害児保育Ⅰ」、「障害児保育Ⅱ」、造形関連科目、音楽関連科目のような複数の教員が分担して担当する科目の場合は、担当者ごとに学習成果を測定し、担当者会議によって総合的な評価を行っている。学外実習科目（保育実習ⅠA、保育実習ⅠB、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ、幼稚園教育実習、小学校教育実習）については、実習園、施設、実習校の評価を基本とし、事前・事後指導における課題提出等により総合的に判断することを講義概要（シラバス）に明記しており、各々の積み上げで点数化し、測定して可視化する仕組みができている。学生の受講態度、出欠状況等の質的学習成果に関しては、各月の学科会議において情報交換を行い、教員間での情報共有に努めている。また、実技科目の分野ではその分野の専任教員が、その他の科目では学科長が中心となり、必要に応じて非常勤講師と情報交換を行っている。学習成果が著しく不十分な学生に関しては、定例の学科会議で逐次報告し、該当学生の授業担当者が授業内での学習態度等に留意し、状況の改善に努めている。

なお、学習成果の可視化の一つとして、卒業時に「学生生活に関するアンケート」をとっている。平成30年度（2019年3月14日）に実施したアンケートの結果、「カリキュラムは全体的に自分のニーズにあった」との設問に対して、「そう思う」（41.5%）、「少しそう思う」（56.6%）、合計（90.6%）、「本学で学んだことは、自分の将来に役立つと思う」との設問に対して、「そう思う」（55.3%）、「少しそう思う」（43.7%）、合計（98.1%）であった。

毎年6月に行われている「ホーム・カミングディ」に、「トークショーおよび懇親会」を設け、職場・世代を超えた交流や情報交換の場となっている。卒業生の職場での様子や現場の情報を得るとともに、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に対応していて、在学中に身についた力を確認するよい機会ともなっている。今年度は、7月1日（日）（11:00～14:00）に、「園長にここが聞きたい、園長のこれが言いたい」というテーマの座談会を行った。内容は4名のパネラー（園長職に就く卒業生）とコーディネーター（本学専任教員）による実践報告および質疑応答、また参加者（教員も含む）も含めた意見交換で、参加者は43名であった。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップ

や留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

本学科の教育課程を経て、卒業者の大半が保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得しており、2年間という基本的な修業期限内での学習成果は達成可能である。卒業時での資格・免許の取得を目指した学生の取得率は民間資格を含めて以下の通りである。

児童教育学科

	平成 28 年度 (取得者/取得希望者)	取得率	平成 29 年度 (取得者/取得希望者)	取得率	平成 30 年度 (取得者/取得希望者)	取得率
保育士資格	98/107	92%	107/115	93%	98/98	100%
幼稚園教諭 二種免許	102/105	97%	116/118	98%	94/94	100%
小学校教諭 二種免許	23/23	100%	33/33	100%	41/41	100%
社会福祉主 事任用資格	111/111	100%	126/126	100%	109/109	100%
こども音楽 療育士	8/8	100%	9/10	90%	7/8	88%
ピアヘルパー	11/12	92%	11/13	85%	16/19	84%

このように、ほぼ全ての学生が自らの希望する資格・免許を取得するという形で、各授業科目の学習成果の積み重ねが明確に実現している。また、培われた資質によって幼稚園・保育所・認定こども園・社会福祉施設等の保育福祉現場への就職が可能となっていることから、本学の教育課程の学習成果は測定可能で実際的な価値があるといえる。保育職希望者の就職率は100%を継続している。

また、平成30年度卒業生の履修科目のS A B C E F評価の内訳は、Sが1,469、Aが2,565、Bが2,209、Cが1,520、Eが84、Fが255、Gが11であった。平成30年生の科目別成績評価一覧は下表のとおりである。

成績評価に基づいて算出したGPAは、奨学金募集時の順位付けや就職における学校推薦の順位付け、卒業時における優秀学生の決定の基準として用いている。授業科目で達成可能な学習成果が定められ、大半の学生がこの学習成果を開講期間内に十分に獲得している。

科目名称	S	A	B	C	D	E	F	G	総計
カウンセリング特論	4	10	6	5			7		32
キャリアアスタディA	30	33	12	2			22		99
キャリアアスタディB	4	9	6	2			2		23
キャリアアスタディC	3	3	7				5		18
キャリアアスタディD	33	55	17	9			2		116
キリスト教と美術	2		4	2			2		10
キリスト教と人間	1		1						2
キリスト教史	54	22	14	21	1		1	1	114
コンピュータA	25	69	17	2			2	1	116
コンピュータB	22	60	25	5			3	1	116
コンピュータC							2		2
ポロシェンティア運動								1	1
リトミック	2						1		3
レクリエーション概論	1								1
レクリエーション実技	1								1
英語科教法	1		3	3			1		8
音楽Ⅰ	7	25	49	33	6		1		121
音楽Ⅱ	12	26	32	41	6		9		128
音楽科教法	4	13	7	7					31
楽座	1								1
楽座実習	6	33	59	9			1		110
漢字のトレーニング	32	13	10	6	1		2		66
基礎英語A	10	19	31	52			4	2	118
基礎英語B	19	27	24	43	3		4	1	121
校舎原簿	14	42	28	29					113
校舎原簿	6	13	44	51			2		116
校舎実習			1						1
校舎実習(小)		7	7	2					16
校舎実習(幼)	15	31	20	18			2		66
校舎実習事前・事後指導			1						1
校舎実習事前・事後指導(小)		7	7	2					16
校舎実習事前・事後指導(幼)	18	43	6	17			3		87
校舎心理学	33	28	24	29			1		115
校舎相談(カウンセリングを含む)	4	20	17	1			1		43
校舎簿記行政	5	48	32	7			2		94
校舎方法論	13	14	17	57	5		1		107
校舎実践実習(小)	5	4	2	1					12
校舎実習	17	47	38	12			7		121
健康スポーツ							1		1
園芸	7	17	11	9			1		45
園芸科教法	1	14	25	2			6		48
算数	26	17	2	3					48
算数科教法	7	20	7	7	1		6		48
子どもの食と栄養Ⅰ	21	28	21	37			3		110
子どもの食と栄養Ⅱ	6	39	49	11					107
子どもの保健ⅠA	3	29	27	49	6		5		121
子どもの保健ⅠB	23	50	20	15	1		5		114
子どもの保健Ⅱ	11	33	27	38	2		5		116
子ども会館実習	2	7	1						10
子ども会館実習概論	10	2					2		14
子ども会館実習実習	5	3	1						9
子ども学ゼミA	26	46	27	15			6		120
子ども学ゼミB	42	35	23	14	3		1		118
児童英語	3	11	22	3			1		40
児童福祉論	36	26	25	20	3		2		112
児童文化	10	40	40	16			1		107
自然の楽しみ方	5	2	18	12	1		3		41
社会			2						2
社会科教法		13	16	7			1		37
社会的発展内史	22	21	32	32			3		110
社会的発展論	22	18	28	37	9		4		118
社会福祉概論	22	34	18	33	6		2		115
障害児の心理	11	13	13	4			1		42
障害児実習Ⅰ	13	51	26	18			3		111
障害児実習Ⅱ	24	37	18	18					107
園芸工作科教法	3	9	17	6					35
園芸実習	30	55	23	2	2		4		116

科目名称	S	A	B	C	E	F	G	総計
生涯スポーツ/バドミントン			1				1	2
生涯スポーツ/バレーボール		1						1
生涯スポーツA	13	21	19	9				62
生涯スポーツB	14	9	19	12		2		56
生舞	1	7	9	8	3			28
生舞と芸術	9	20	8	2		3		39
生舞科教吉法	3	2	7	1				13
生徒指導論(進路指導を含む)	9	22	9	4		7		49
環境運動	15	35	30	24	2	1		107
体育科教吉法	17	15	4	2				38
体育理論	9	47	42	15		4		117
道徳科吉の理論と方法	15	21	5			1		42
道徳科吉研究		1						1
特別活動研究	1							1
特別活動論	27	2	2			1		42
日本の文化			1	1		1		3
日本語を学ぶ		3	15	3		1		22
日本国憲法	4	81	9	20	1	5	1	120
乳児保育Ⅰ	18	25	37	32	1	1		112
乳児保育Ⅱ	14	37	39	20		4		114
発達心理学	15	31	49	15		2		112
文章のトレーニング	2	17	25	12	1	1	2	61
保育・幼稚園実践演習(幼)	5	17	18	28		2		68
保育・幼稚園実践演習(幼・小)	1	19	9	13		1		41
保育原理	80	20	2	7		1		110
保育実習ⅠA	19	44	42	5		2		111
保育実習ⅠB	14	28	32	32		2		108
保育実習Ⅱ	21	24	33	21		3		102
保育実習Ⅲ	4	2	1			1		8
保育実習指導ⅠA	77	20	5	7		2		111
保育実習指導ⅠB	8	30	38	32		2		108
保育実習指導Ⅱ	21	44	22	12		4		103
保育実習指導Ⅲ	1		2	4		1		8
保育実践支援	14	30	32	25	3	2		108
保育内容・食育実践Ⅰ	13	28	38	31		3		113
保育内容・食育実践Ⅱ	9	3	18	4		1		35
保育内容・環境Ⅰ	3	15	44	49	9	8		128
保育内容・環境Ⅱ		2	4	8	3	2		17
保育内容・健康Ⅰ	11	30	45	28	1	3		118
保育内容・健康Ⅱ	3	10	9	2		2		26
保育内容・音楽Ⅰ	20	29	48	17		3		117
保育内容・音楽Ⅱ	4	3	4	12				24
保育内容・人間関係	7	48	24	21				100
保育内容・造形実践Ⅰ	27	52	30	3		2		114
保育内容・造形実践Ⅱ	24	37	28	3		3		95
保育内容・表現	11	30	43	28				112
保育内容総論	21	27	38	28		2		114
保育入門	1	2	2	1				6
幼児保育Ⅰ	14	65	28	9		1		117
幼児保育Ⅱ	14	37	43	19		5		118
幼児芸術	8	9				2		17
幼児理解の理論及び方法 (保育実践を含む)	4	25	59	12	1	2		113
産科	2	3	1					6
産科教吉法	5	4	11	3				23
臨床心理学	8	33	25	7		5		78
アウトドア実習			1					1
総計	1489	2585	2209	1520	84	255	11	8113

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

「学位授与の方針の明確化」の課題として、資格・免許状の厳格な授与、学外実習の適正な実施およびその評価の活用、学生個々の学習成果の達成と、その把握の強化、カリキュラム・マップ等に関する定期的な見直しを挙げた。学習成果の査定（アセスメント）については、基礎学力の補充やキャリア基礎力（社会人基礎力）を育成することに加え、保育者・教育者としての基本的資質や実践的資質を把握し向上させることを継続的に検討している。2017年度はディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の再検討を行なった。今後も引き続き、これに基づいた資格・免許のさらなる厳格な授与、学外実習の適正な実施やその評価の活用を検討し、保育・教育に携わる専門職にふさわしい資質の育成に努めたい。学生個々の学習成果の達成とその把握の強化に関しては、学習意欲と就職との関連を検討する。とくに、学生自身の保育観や教育観に沿う就職先や雇用条件が整っている公立学校園の選択を行っていくことが在学中の学習意欲や学習の動機づけに深く関わっている。このようなことに対応する学習支援および学生支援の改善を検討したい。カリキュラム・マップ等の定期的な見直しは学務委員会にて行っていく。

「教育課程編成・実施の方針」の課題として、完成年度を迎えた長期履修制度と各科目・学習成果との関連づけの再検討、教育課程全体と学習成果の獲得の体系化、保育士資格等以外の資格・免許の調査、責任コマ数を越えるコマ数への対応として適正な教員の配置、を挙げた。改善計画としては、長期履修制度が完成年度を迎えたことで、本制度と各科目・学習成果との関連を吟味していく。また同時に、教育課程全体と学習成果の獲得の体系化も進めていく。保育士資格等以外の資格・免許の調査については、学生のニーズと他大学の実施状況を調査していく。適正な教員の配置については、今年度設置したSD委員会を中心に、教職協働を前提として教員と職員の双方の資質向上を図ることを目指していかなければならない。その際、大事なことは、教員と職員の各自の業務の特殊性を相互理解し、その時々にある一つの目標に向けて互いに対等なパートナーとして共に働くという「協働」の意味が共有される必要がある。

「入学者受け入れの方針の明確化」の課題として、志願者に向けたアドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）のさらなる周知と理解、入学決定後の準備学習の再検討および入学後の学習への連結がある。改善計画として、前者についてはオープンキャンパス等を利用して入学者に対してだけでなく保護者に対しても周知し、理解を求めていく。また引き続き、高校訪問による説明および理解も進めていく。また、後者については準備学習の内容の検討とともに、大学の学生生活の情報提供により入学後に対する期待や意欲をさらに喚起する工夫を考えていく。

「学習成果の査定（アセスメント）の明確化」の課題として、量的・質的な学習成果を測定するための方法論の確立および学内外への公表、講義概要（シラバス）の記載方法の改善、客観的な評価の方針および教員共通の評価基準の作成、を挙げた。改善計画として、講義概要（シラバス）の記載方法の改善については今年度、学務委員会とFD委員会の委員によって全シラバスのチェックを行っていくことを教職員に周知した。今後はチェックする際の観点や実施時期の検討を早急に行い、全シラバスのチェックを実施していく。その他の二点については、教育評価の学術的な研究成果および他大学の状況を参考にしつつ継続的に検討していく。

「学生の卒業後評価への取り組み」の課題として、就職支援の充実および就職後の支援（再就職支援も含む）のための就職者へのアンケート調査の実施、アンケート調査の結果の共有と就職支援体制の確立を掲げた。改善計画として、毎年5月から8月にかけて新卒生の就職先へお礼訪問に行っている。その機会を活用し、アンケート調査を行っていく。まずはアンケート項目をはじめとして、調査後の分析の仕方・就職支援への活用方法等の検討を行い、順次調査を行っていく。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞
特に無し

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

＜根拠資料＞

1. 学生手帳 [平成 30 年度] pp. 77～109
2. 大学案内 [平成 30 年度]
3. 大学案内 [平成 31 年度]
4. 学生募集要項 (入学願書) [平成 30 年度]
5. 学生募集要項 (入学願書) [平成 31 年度]
6. 規程集: 「奨学金支給規程」「奨学金細則」「夙川学院短期大学後援会奨学金規程」「奨学生の選考に関する規程」「社会人特別奨学金規程」
7. 学生に関するアンケート結果
8. 夙川学院短期大学教育実践研究紀要の発行および編集の内規
9. 教育研究実践紀要 第 13 号
10. 採用者に係るアンケート
11. 訪問記録票 (就職関連)
12. SHUKUGAWA STYLE
13. リーフレット一式
14. 入学者へのプレ学習
15. オリエンテーション関連資料
16. 個人データ票
17. 健康調査票
18. 健康診断結果 (CD-ROM)
19. 学生進路一覧
20. GPA 一覧表
21. 学生による授業評価アンケート (様式)
22. 同評価総合結果
23. 同評価個別結果 (CD-ROM)
24. 科目等履修生規程
25. FD 研修会資料
26. SD 活動の記録 (次第・報告書)
27. 新入生推薦本
28. 推薦図書アンケート結果
29. ポーアイ 4 大学合同展示 (図書館)

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

- ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2)事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて履修及び指導を行っている。
- (3)教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ④ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

学位授与の基本方針にしたがって、厳格に評価および単位認定を行っている。教員は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を念頭に置き、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に基づいて、担当科目の位置づけを理解し講義概要（シラバス）を作成し、成績評価を行っている。成績評価は、教員が科目ごとに成績評価基準を詳細に定め、その責任の下で行っている。成績評価基準については、「授業計画・授業内容（シラバス）」において、「授業の到達目標」に対する学生の達成度をどのような基準と方法で評価するのか具体的に記載され、「筆記試験」、「小テスト」、「レポート」、「平常提出物」、「受講態度」等の項目ごとに、評価割合が明記されている。学習成果の獲得状況の把握は、授業科目レベルでは各学期末の教授会での報告で、また教育課程レベルでは卒業判定会議において、全専任教員で行っている。また、学科会議においても学習成果の獲得状況を把握し、きめ細やかな指導につなげている。クラスアドバイザーはさまざまな場面での面談を行い、学習面や生活面、実習、進路等に至るまで幅広く助言等の支援を行っている。なお、ゼミ担当の専任教員も学習支援・学生生活支援における補完的な役割を果たしている。また、「保育・教職実践演習（幼・小）」では、履修カルテを通じて、学生の学習状況を継続的に把握し担当教員が助言等の支援を行っている。把握された内容は、学務委員会等で共有され、個別の配慮や指導を行う等の学習支援・学生生活支援につなげている。全科目について行う授業評価アンケートについては、実施方法の公正さを保てるようにしている。

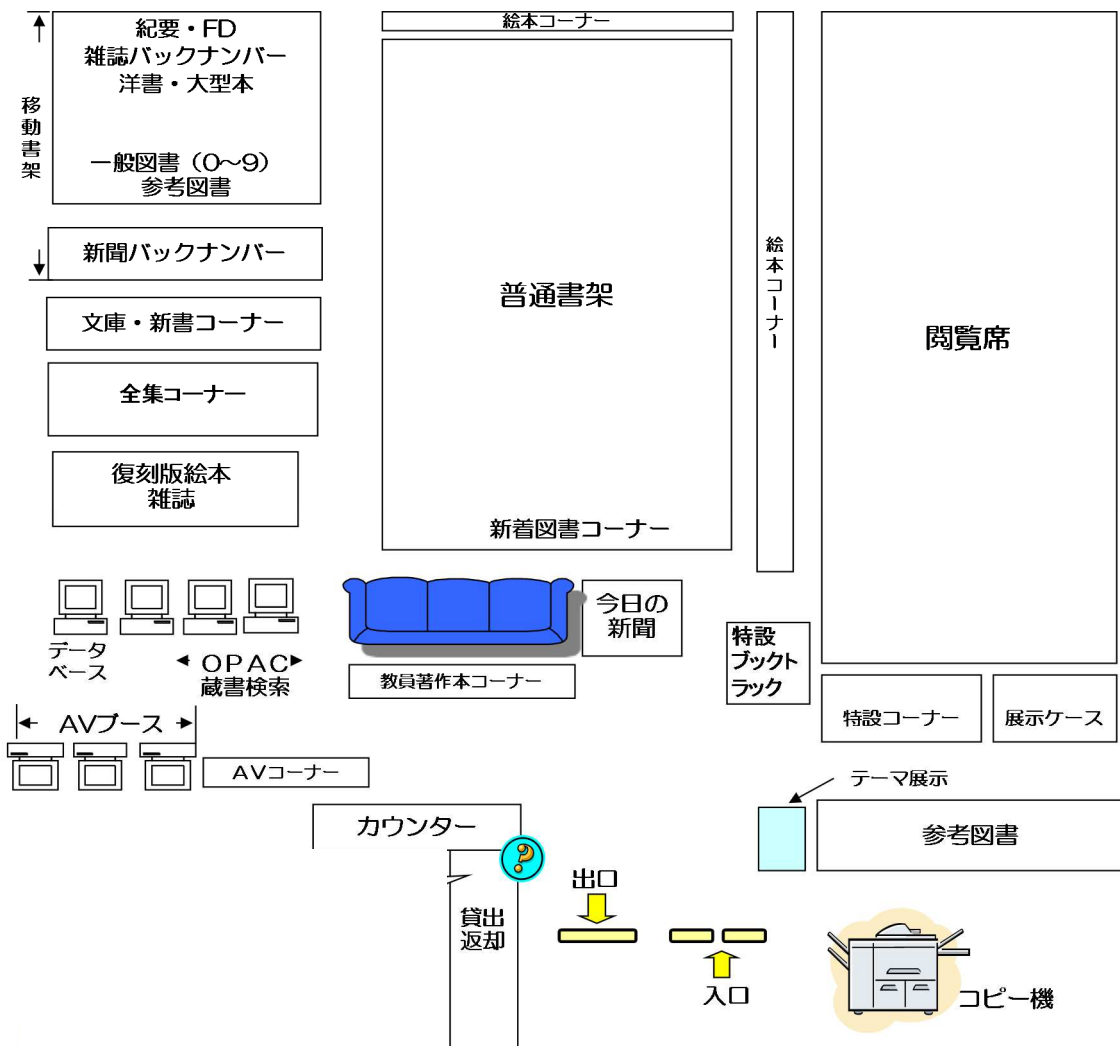
教職員および学生が全科目のアンケート結果やそれに対する教員のコメントなどを学内で閲覧できるようにフィードバックしている。アンケートの期間は、各学期末の3週間（13回目～15回目）の授業内で、科目担当者が配付・説明して行っている。終了後、学生が回収して厳封したものを、教員が学務部へ提出する。集計・分析は、各設問の科目平均値と学科全体の平均値を算出している。集計結果は教員に直接配付され、教員は担当授業科目の授業方法の改善策についてコメントする手順となっている。コメントは集計結果とともに公開され、自由に閲覧でき、可視化されている。アンケ

ート内容は 15 の共通設問について、『とてもそう思う、ややそう思う、あまり思わない、全く思わない』をマークシートで選択し、16 番目の設問『この授業に対するコメント』の自由記述欄は、広く書きやすいフォームになっている。この自由記述欄により、教員の授業改善に役立つ情報をより多く得られることとなった。アンケートは全科目実施としているが、個人が特定されるような少人数の科目に関しては実施しないことやアンケート実施期間中に実施できない科目に関しては除外科目とするなどの細則を作成していくことを検討している。また、今後のアンケート実施方法案として web アンケートも検討し、今年度は試験的に 1 科目のみ google form で QR コードを読み取る形式でのアンケートを実施した。混乱はなく、教員へのフィードバックも当日中に行うことができ集計作業が大幅に軽減することがわかった。web アンケート方式で実施するかどうか今後への検討課題となっている。学生による授業評価アンケートの結果の授業改善への活用は、各教員が授業内容に反映するように進めている。一方、授業評価アンケートは、授業の 13～15 回目の実施で、そこからの集計となる。学生の日ごろの声を聞きやすくして、より迅速な対応ができるようにするための『ご意見箱』も設置している。授業のことや学習のことで困っていることや提案など、学生のいろいろな意見を自由に投書してもらえるように、鍵のかかる箱を常時設置。今年度は 6 名分の投書があった。投書内容が授業や学習に関するものはその都度、学科会議で取り上げて教員で共有、対処法を検討した。学生に向けては回答を掲示した。それ以外の内容の投書も全て関係部署に伝達し、各部署で対処がされている。年度末に開催する非常勤講師との教務関連打ち合わせ会のあと、分野によっては授業内容を確認し、次年度授業に向けて協議し、各教員の授業改善に繋げている。実習関係では、保育・教職課程委員会により、各実習の事前事後指導や本実習の内容を詳細に共有し、授業内容についての協力・調整は非常に充実している。多数の教員が関わる科目（必修科目「子ども学ゼミ」）では、開講前に学科会議で共通理解を図る他、授業の進め方、学習成果獲得の経過、検討課題等を丁寧に共有している。児童教育学科の教育目標・目的については、事務職員も十分に理解・認識している。教員が担う部長は、学務部長、入試広報部長の 2 名であるが、学務部の管轄業務が多岐にわたるため、部長補佐を 2 名配置し、それぞれ就職担当と学生支援担当としている。各種委員会を組織し、それぞれの事務取扱の担当部署は各規程に定めている。職員は自らの担当業務だけではなく、他の職員が担当する業務についても把握する意識を持つことにより、担当者が不在の時でも十分ではないにしても学生への対応ができる体制を目指した。教務担当者が履修登録処理を行い、履修登録の状況、卒業判定の状況等を把握し、学生に適切に指導を行っている。また、採点簿、履修者名簿等についても、適切に保管している。

図書館は延床面積 740 m²、閲覧座席数 116 席、収納可能冊数 64,700 冊を有している。視聴覚コーナーは 3 席を設け、DVD 資料などが利用できる。また検索用端末は 2 台、データベース検索用端末が 1 台設置されている。蔵書は 60,513 冊〔うち洋書 2,027 冊〕、学術雑誌 84 種、AV 資料 345 点である（平成 30 年 5 月 1 日現在）。図書館システム「情報館」（ブレインテック製）により、学内 LAN に接続された学内の端末または図書館内専用機でデータベース検索が可能で、学外のパソコンからも OPAC 蔵書検索が可能である。外部データベースについては、新聞記事検索データベース「ヨミダス文書館」を導入し、図書館内の端末から利用できる。購入図書等選定について、研究図書は専任教員が選定し、文庫本や新書・参考図書、絵本に関しては学科の要望をまとめ、講義概要（シラバス）記載の参考文献は毎年購入し備えている。また、学生や教職員からのリクエストにより、希望図書も併せて購入し、学生による書店の店頭選書も毎年行っている。絵本を収集する基準としては、専任教員の選書の他、入学前の準備学習として新生が推薦した本や、実習で喜ばれた本を 2 回生の講義の中でアンケートを取って調査し、購入している。

また、限られた場を有効利用するため、図書等の廃棄については図書館除籍図書処理規程に従って実施している。毎年、新入生オリエンテーション期間中にはクラス毎の図書館ツアーの時間を設け、図書館内で利用指導を行っている。平成28年度より、より分かりやすい「利用案内」をめざし、開館・休館・利用時間などの案内の他、館内マップや蔵書数を記した新しい利用案内を作成し配付している。図書館の開館時間は月曜から金曜までは9時から18時40分まで(長期休暇中は平日の9時から17時)開館し、土曜日は休館とし、校舎移転のため一時閉館し、年間203日を開館し、入館者数は9,758(1日平均48名)名である。また長期休暇前や保育・教育実習時には貸出日数の延長と貸出冊数の変更を実施するなど必要に応じたサービスを提供している。

☆館内MAP☆



※参考

①施設・座席数

・延床面積	740 m ²
・図書収容能力	64,700 冊
・座席数	116 席
	うち 閲覧席 108 席 / キャレルデスク 7 席 / ブラウジングコーナー 1 席 /
・視聴覚コーナー	3 席

② 図書館予算 過去3年間の年間図書館予算一覧表 (単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
経常費	3,065	2,399	2,139
資料費総額	1,977	1,430	1,517
うち図書購入費	1,437	850	1,045
うち新聞・雑誌費	513	553	445
うちAV資料費	27	27	27

③ 情報化の状況

<ul style="list-style-type: none"> ・システム名 情報館 Ver. 8 (ブレインテック製) ・データベース検索用端末 1台 ・事務用端末 2台 	<ul style="list-style-type: none"> サーバー機 1台 業務用端末 2台 検索用端末 2台 1台 2台
--	--

④ 蔵書数

図書館蔵書数一覧 (図書・学術雑誌・AV資料)

冊 (種)	図 書			学術雑誌			AV資料
	和書	洋書	合計	和雑誌	洋雑誌	合計	
	58,486 冊	2,027 冊	60,513 冊	84 種	0 種	84 種	345 点

(平成 31 年 5 月 1 日現在)

⑤ 過去3年間の図書受入状況一覧表

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
図書蔵書数	58681	59581	60513
その年に受入た図書の冊数	1,143	1,782	932

(平成 31 年 5 月 1 日現在)

⑥ 開館日数および入館者数、図書貸出冊数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開館日数	235	237	203
入館者数 (一日平均)	15,544 (66)	15,834 (66)	9,758 (48)
図書貸出総冊数 (一日平均)	4,456 (18.9)	4,515 (19.0)	3,124 (15.3)

⑦ 学生貸出数の推移

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学生 図書貸出	貸出人数	1,099	1,212	753
	貸出冊数	2,207	2,433	1,431
	一人あたり貸出冊数	6.7	7.3	4.5
	一日平均貸出冊数	9.39	10.26	7.0
学生AV 資料貸出 (館内)	貸出点数	182	126	63
	一人あたり貸出点数	0.56	0.37	0.19
	一日平均貸出点数	0.77	0.53	0.31

* 学生には本学生、科目等履修生・聴講生を含む

* 一人あたり貸出冊 (点) 数は各年度 5 月 1 日現在の在籍者数で算出

学内のネットワークは、1号館から3号館まで構築されている。しかし、4号館はWi-Fiで対応しており、一部の教員および学生が利用している。

平成27年度に3号館2階の教室をコンピュータ演習室として改修したが、中学校・高等学校のコンピュータ室が必要となったため共用で利用している。その演習室はデスクトップパソコンを設置しコンピュータの演習時に使用している。パソコンは起動時に初期設定に戻す専用ソフトが導入されており、同じ環境をすべての学生に提供することができる。学生に対しては情報技術の向上に関する授業として「コンピュータA（文書作成）」・「コンピュータB（表計算・プレゼンテーション）」を設けている。

学生の課題提出などに備えて、学務部に貸し出し用ノートパソコン（12台）、図書館に（10台）を設置している。

全学生が履修する「子ども学ゼミAおよびB」では、理論系、実技系を問わず、その最終成果として小論文をまとめている。まとめにあたっては、コンピュータの利用を促し、コンピュータを所持していない学生には貸し出し用ノートパソコンの使用を勧め、コンピュータの利用技術の向上も学習成果の一つとして取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

学習成果の獲得に向けて、学生手帳、講義概要（シラバス）等の学習支援のための印刷物を発行している。これらの資料に基づき、入学時と各学期開始時のオリエンテーションにおいて、学習の方法や授業科目の選択の説明を全体とクラスごとに分かれて丁寧に行っている。とくに入学時は、全体説明や恒例となった歓迎会でのワークショップを利用して、目標とする保育者・教育者像を想定させ、学習の動機付けとしている。今年度の新入生オリエンテーションは、入学前の3月28日と入学後の4月2・3日の計3日間行った。オリエンテーションでは高校での学びと大きく異なる「大学での学び」について説明するとともに、具体的な教育課程や資格・免許、授業登録や単位の取得のしくみ、卒業要件についても指導している。とりわけ、本学では保育士資

格と幼稚園教諭二種免許状と小学校教諭二種免許状が取得できるため、学生によって取得資格・免許の組み合わせが異なり、授業選択も多岐に及ぶ。このためクラスごとの説明会の後、個別に相談を希望する学生を対象に学務委員（教務担当）が中心となり相談会を設け、細やかな履修指導を行っている。資格・免許に必要な科目が多く、自由に授業科目が選択できる余地が少なくなっているが、保育・教育職につくものとして、少しでも興味・関心を広げ、幅広い教養と知識を修得できるようにいくつかの特色ある科目を設置している。教養教育科目の講義科目（クリエイティブ教養）や本学の特色のひとつとなっているユニット科目の「子ども学ゼミA」、「子ども学ゼミB」などである。オリエンテーション期間（入学後）には前期の履修登録のみ行うが、「受講登録（学生控）」には前期に加えて後期の履修登録の記載欄も設けてあり、年間を通じての履修計画を作成するよう指導している。併せてチェック欄も設けてあり、自己の点検によって、履修登録の間違いや履修漏れを防いでいる。また、7月に行う後期の履修登録においてもこの控えを元に修正、追加を行うように指導している。基礎学力不足の学生や逆に進度の速い学生、優秀な学生に対する配慮として、特別な補習授業を設定してはいないが、各教員が個々の学生の理解度を確認しながら授業の進度や方法を工夫している。例えば、授業形態「演習」の授業科目「音楽Ⅰ」・「音楽Ⅱ」では、初回に各学生の実技レベルを確認し、これによって担当者別にグループ分けをし、10名前後の少人数で指導を行っており、学生の進度に応じた対応ができています。授業形態「講義」の授業では、教科書による基礎知識の理解に加え、参考資料および視聴覚教材やパワーポイントを駆使してより具体的に深く学べるよう工夫している。組織的、効果的な実習指導を行っていくため、平成28年度6月より「保育・教職課程委員会」を設置した。委員は保育実習担当教員3名、幼稚園教育実習担当教員2名、小学校教育実習担当教員1名、実習事務担当職員1名の計7名からなる。これにより、実習前・実習中・実習後を通じた学習支援、保育・幼稚園・小学校の各実習担当者の情報交換および共有が円滑に行われるようになった。保育実習については、保育実習ⅠAと保育実習ⅠBが必修である。そして、保育実習Ⅱと保育実習Ⅲが選択必修となっている。これらの学外実習の科目に対応する科目として、保育実習指導ⅠA・保育実習指導ⅠB・保育実習指導Ⅱ・保育実習指導Ⅲがある。保育実習指導や教育実習事前・事後指導では、指導案作成や模擬保育の時間を確保している。また、保育実習指導では、本学の清掃業務委託業者による清掃研修、NPO法人ママの働き方応援隊が主催する赤ちゃん先生の活用、保育者として働く卒業生による講演会など、外部講師の力を積極的に活用し実習指導の充実を図っている。教育実習については、教育実習（幼）・教育実習（小）がある。これらの学外実習の科目に対応する科目として、教育実習事前・事後指導（幼）・教育実習事前・事後指導（小）がある。小学校での就職を希望している学生には、小学校での教育実習を選択するように指導を行っている。なお、どちらかの実習に参加し、それぞれの免許状に必要な科目の単位を取得すれば、幼稚園教諭二種免許状と小学校教諭二種免許状が得られる。「教育実習事前・事後指導」では、実習のための事前・事後の指導を学生の学力や進度に応じた個別対応によって、きめ細かく行っている。また、教育実習は夙川学院短期大学附属幼稚園とも連携を図っている。平成30年度の実習参加人数は、つぎの通りである。保育実習ⅠA（115人）・保育実習ⅠB（131人）・保育実習Ⅱ（121人）・保育実習Ⅲ（10人）である。教育実習（幼）については、57人である。教育実習（小）については、18人である。平成27年度より保育実習ⅠA・保育実習Ⅱ・教育実習（幼）については、実習要綱（資料①・資料②）を定めた。これらを、実習園に実習開始日に提出するように学生に指導を行っている。この実習要綱をもとに、実習園の先生と連携をしながら実習を展開している。

つぎに、学習上の悩み等の相談には、当該科目担当者の他、クラスアドバイザーや卒業必修科目の「子ども学ゼミ」の担当者が対応しており、必要に応じて複数教員で随時指導助言を行っている。教員と学生との関わりは密で、教員は個人面談や授業を

通じて、学生の学習・生活状況を把握し、学習上の悩みや対人関係の悩みなどの相談にもきめ細かく対応している。専任教員のオフィスアワー（週1回昼休みまたは空き時間）も利用できる。学生相談室でも学習上の相談を行っている。出席不良の学生には、特定科目（主に「教育原理」などの必修科目）の出席状況を調査し、出席不良の場合にはその科目担当教員がはがきにて通知し、出席を喚起するなどしている。時には、その理由や学力不足の場合の対応を丁寧に本人と話し合うとともに、個人情報に配慮のうえ学科会議や学務委員会で共有している。その後は各教員が意識して声かけをしたり、それとなく学生の様子を観察したりして、適宜、状況に応じた対処を行っている。また、学習面での配慮や支援が必要と思われる学生に関しては、授業科目担当教員からの報告を受けて、毎月の学科会議で共通理解がもたれており、全教員によって支援を行っている。音楽の授業については、幼少時から習っている学生もいれば、本学入学後に授業で始める学生もいる。このため、個々の学生が自分自身の熟達度にあわせて主体的に練習できるように、ピアノ練習室（個室6部屋）の利用を可能としている。練習室を活用している学生は多く、個別に音楽担当教員に質問や相談をする学生もみられる。なお、授業との兼ね合いから、練習室の使用可能な時間帯も限られている。このため、日常的に、休み時間などを利用してより手軽に練習ができるように、学生ホールや休憩コーナーなどに電子ピアノを配置した。使い勝手も良いため、多くの学生が利用している。図工の授業については、作業用テーブル（4人掛け）が6台、木工用テーブル（4人掛け）3台が設置されグループ活動がしやすい教育環境となっており、さまざまな授業での課題に取り組んでいる。カリキュラムの編成上、図工室が1教室だけでは足りない状況に備えて、他2教室に造形活動に必要な水道設備や作品保管棚を整え、造形の授業に対応できるよう汎用性をもたせている。また造形活動に必要な機材や工具、道具類、資材の保管所としてそれぞれの教室の近くに倉庫を2部屋確保している。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織の整備

学生支援の基本方針として本学では「愛と誠実」の教育理念の下、学生の立場に立った親身な指導と誠実な対応を心がけている。今年度もクラスアドバイザーが学生からの種々の相談や連絡の窓口となり、学生生活全般にわたって学生の状況を把握するとともに指導を行っている。さらに、「子ども学ゼミ」の担当者も補助的なアドバイザーとなり、種々の相談等に対応している。また、すべての専任教員は週一回のオフィスアワーを設け、アドバイザー以外の教員にも学生が自由に相談できる体制を整えている。学生支援は学務委員会の下に学生支援担当を置き、学務部長補佐（学生支援担当）がその取りまとめにあっている。学生支援担当は、学生生活全般に対する指導・提案、奨学金や懲戒などに関する審議などを行うとともに、学友会（学生自治組織）行事などの学生主催行事の指導・支援、地域を含む課外活動への援助などにも対応している。

なお、学生が主体的に企画・実行する学生の課外活動を支援するため、課外・自主活動奨学金に関する規程を設け、学生の課外活動に対して助言とともに奨学金の支給を行っている。学生生活全般の窓口としては学務部（学生支援担当）が対応し、指導ならびに事務処理を行っている。主な内容として、学生生活に必要なさまざまな事務手続き、奨学金の手続き、授業料の納付関係（延納・分納）、アルバイトの紹介、学友会の相談窓口などがある。これらの組織以外に、学生相談室（カウンセリング室）を設けて、学生の精神面のケアも行っている。

(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるような支援体制の整備

本学学生は、2年間で保育士資格、幼稚園教諭二種免許状および小学校教諭二種免許状の3つの資格・免許状取得を目指すため、過密な授業となっている。また、家計を補助するためのアルバイトに励む者などもある。そのため、放課後に活動する時間的余裕がなく、クラブ活動への参加は難しい状況にある。このような状況に対処するため、長期履修制度を27年度設け、学業とクラブ活動の両立が図れるようになった。現在活動中のクラブには、強化クラブ（重点支援団体）として吹奏楽部と女子空手道部の2団体がある。各クラブの顧問は教職員が担当し、年度初めに部長、クラブ代表、部員名、年間活動計画表を学友会に提出させている。平成30年度の女子空手道部の活動は、週日16:00から19:00に練習を行うとともに土日9:00から12:00に練習を実施している。合宿等にも参加し、クラブ活動に対して真摯に取り組んでいる。その成果として、西日本大学空手道選手権大会と全関西空手道選手権大会とともにベスト8に進出し、全日本大学空手道選手権大会ではベスト16に進出した。また、学習面でも意欲的に取り組んでおり、強化クラブである事が文武両面に好影響をもたらしている。

平成30年度 女子空手道部 活動状況

・ 関西学生空手道個人選手権大会	出場
・ 西日本大学空手道選手権大会	ベスト8
・ 全日本学生空手道選手権大会（個人戦）	出場
・ 関西学生空手道オーブントーナメント	出場
・ 全関西空手道選手権大会	ベスト8
・ 全日大学空手道選手権大会(団体戦)	ベスト16

同時期に創部された吹奏楽部は、火曜日と木曜日の週2日15:30から19:30に合奏練習を、それ以外の日には個人練習を行っている。部員数が少ないためにその活動状況は学内行事やイベントでの演奏が主であるが、コンテストの演奏としては、兵庫県アンサンブル

コンテストで金賞を受賞した。また、神戸長田ビブレホールにて 2nd コンサートを開催した。

平成 30 年度 吹奏楽部 活動状況

- ・ひょうごブラスフェスティバル 2018 参加
- ・学内ランチコンサート
- ・オープンキャンパスウエルカムコンサート
- ・神戸市吹奏楽祭参加
- ・神戸マラソン応援演奏
- ・大学祭での演奏
- ・夙川学院短期大学吹奏楽部第 2 回コンサート
- ・兵庫アンサンブルコンテスト金賞受賞（打楽器三重奏）

学友会の活動は以下の組織編成で行っている。学友会執行部には会長・会計・書記の役職を置き、今年度は 11 名となった。各クラス（1 回生 4 クラス、2 回生 4 クラス、3 回生 2 クラスの計 10 クラス）ごとに 3 名の学友会担当（クラス委員）を置き、今年度は 30 名となった。クラス委員は、主に、大学祭のスタッフを担当する。学友会は、学務部（学生支援担当）の助言を受けながら、学生大会、クラブ予算の配分、大学祭、球技大会などの諸行事を企画し、実施運営している。球技大会はバレーボール大会を企画し、学生同士の交流を大いに深めた。役員改選と決算報告を行った。役員改選後は、1 回生のみの組織となるため、役員間の引継ぎが円滑に行われ、活動しやすいように学務部（学生支援担当）が学友会の新役員に指導を行っている。大学祭は夙凜祭（シュクリンサイ）と称し、11 月 25 日のみの開催とした。学友会（執行部 11 名とクラス委員 30 名）を中心に、企画、渉外活動、運営を担い、学務部（学生支援担当）の助言および支援の下、各種展示、模擬店、タレントのトークショーなど多彩なイベントが実施された。また、付属幼稚園からは園児が描いた作品の提供を受け、展示した。他大学にはない、地域住民の乳幼児から高齢者まで集う大学祭として好評を得た。

なお、学友会執行部は、学科教員からの依頼によりオリエンテーション時に新入生歓迎会を計画・実施し、新入生の充実した学生生活のスタートを支援している。

学生の憩いの場として、学生ホール（1 階）、食堂（1 階）が設置されている。学生ホールには、席数約 80 席、角および丸テーブル 18 卓、電子ピアノ 6 台が設置されており、学生が自由に練習できる環境を整えている。周りの学生への配慮も考え電子ピアノを使用する場合は、ヘッドフォン着用を義務付けている。4 F 短期大学の専用フロアーには、コピー機とプリンター各 1 台（パソコンに USB 接続をすることで印刷できる。モノクロ印刷のみ可能）のほか、電子ピアノを 2 台設置している。本学の全学生には個人ロッカーを配備している。食堂は明るく落ち着いた雰囲気的空間で、座席数 245 席である。運営は業者委託し、日替わり定食を低価格（400 円）で提供しており、学生の要望にあわせた豊富なメニューを揃えている。食堂には電子レンジ、湯沸かしポット、食堂の出入り口付近には、飲料・お菓子などの自動販売機 7 台を設置している。売店には授業に必要な文具類を取り揃えている。保健室には、ベッド 2 床が置かれ、学内でのケガや体調不良の学生の応急処置にあたっている。また、保健室養護教諭が不在の場合は、学務部の職員が簡易的に処置を行っている。

下宿・アパートなどの宿舎斡旋は、本学としては直接行わず、近隣の専門業者に任せている。ただし、要望があれば学生に資料を配布している。

自動車通学は認めていない。ただし、身体に支障がある学生に対しては、申請により自動車通学を許可することとしている。自転車に関しては、ポートアイランド外からの学生の自転車通学は警察からの要請で禁止しており、ポートアイランド内に在住している学生に限り、登録制で許可している。駐輪場はアリーナ北側に 1 箇所設置している。

学外の奨学金として、日本学生支援機構の奨学金（貸与）にて延べ 167 名が貸与を受け

た。学内（本学独自）の奨学金としては以下のものが設けられている。

夙川学院短期大学独自の奨学金		(平成30年度実績)	
奨学金種類	内 容	採用人数枠	採用数
支給奨学金（学業継続支援）	(支給額) 上限25万円	若干名	1名
支給奨学金（成績優秀者）	(支給額) 10万円	若干名	1名
後援会奨学金	(支給額) 上限20万円	若干名	0名
社会人特別奨学金	(支給額) 30万円	若干名	3名
課外・自主活動奨学金	(支給額) 半期上限10万円	10名（組）	1組

支給奨学金（学業継続支援）は経済的理由により学費の納入が困難な者で、修学態度、人物が良好であり、過去に支給奨学金を受給していない者を対象とし、所得制限を設けている。本年は希望がなかった。また、支給奨学金（成績優秀者）は最終学年の学生について、卒業に必要な単位を一定以上習得し、GPA 値 3.5 以上の者で、修学態度、人物が良好であり、過去に支給奨学金を受給していない者を対象としている。採用人数は上位 3 名以内としている。学業途中において経済的事情の急変などにより、就学困難に陥った者を救済するためには、後援会奨学金を設けている。この奨学金の受給には成績、性格、品行の優秀な者で過年度に受給していないことが要件となっている。本年は 1 月に 2 名が受給した。さらに、そのみでは対応できないケースには、細部にわたっての指導や精神面での支援を行っている。社会人特別奨学金は社会人入学の 1 回生の内、学業および学生生活に対して熱意をもって取り組む者で人物が良好である者を対象としている。課外・自主活動奨学金は学生が主体的に企画し、実施するオリジナリティのある課外・自主活動を支援するもので、地域社会や本学に貢献し、学業と両立していて、なおかつ、意欲を持って取り組み、優れた成果をあげ、さらに高い目標を目指すものを支援するために支給されているものであり、本年は課外・自主活動「エネルギー」に前期 42,152 円（予算額 47,000 円）、後期 9,635 円（予算額 19,200 円）を支給した。この活動は本年で 4 年目を迎え、地域住民との交流を図り、地域の活性化にむけて精力的に取り組んでいる。

奨学金に関する相談・手続き等は学務部で取扱っている。なお、その募集は学生手帳に明記し、さらには学内掲示板にて周知し、その詳細については必要であれば説明会を開いて理解を図っている。

学生の健康維持・増進および病気やケガの応急処置のために保健室を設けており、養護教諭 1 名が常駐している。具体的な業務内容としては、健康相談および健康診断を行っている。なお、一昨年度まで行っていた傷害保険の手続きは学務部が担当している。養護教諭がやむを得ず不在の時は、学務部職員が緊急の対応をしている。

学生相談室は学生生活におけるさまざまな問題の相談を受け、その解決に向けて支援することを目的としている。構成員は学科専任教員 1 名（学生相談兼務・臨床心理士 火曜日から金曜日）、非常勤カウンセラー 1 名（臨床心理士 毎週木曜日）からなり、学生からの相談にあたっている。近年は心理・精神面での困難を抱える学生が増えてきており、本学における相談内容としては心理・精神面が主となっている。来室する学生には友人関係・家族関係や実習に関する悩み、就職や就学上の問題を抱える傾向がある。各学生は資格・免許状取得のために授業数が多く、授業時間割に合わせて学生が相談に来ることができるように昼休みや放課後を使って相談・カウンセリングを行うなど、柔軟に運営するよう配慮している。また、学生との関わり方に関してなど、教職員や保護者の相談にも対応している。

近年、新型インフルエンザや麻疹（はしか）などの流行によって、授業、教育実習において学校の適切な対応が求められている。本学では、いずれの場合も、行政当局との連絡を密にするとともに、学務部、保健室、学科の緊密な連携のもとに、混乱なく、迅速に対

処してきた。今後も、積み重ねたノウハウを活かして危機管理体制を強化していく。

毎年、卒業式当日、卒業生を対象に「大学生活に関するアンケート」（備付資料15）を実施している。平成30年度（平成31年3月14日）に実施したアンケートの結果、「大学生活は全体として満足できるものである。」との設問に対して、「そう思う」（23.9%）「少しそう思う」（63.6%）、合計（87.5%）であった。ちなみに、前年度（平成30年3月15日）に実施したアンケートの結果、「大学生活は全体として満足できるものである。」との設問に対して、「そう思う」（50.5%）「少しそう思う」（38.8%）、合計（89.3%）であった。

現在、留学生入試は実施していないため、留学生は在籍していない。生活支援体制としては、入学金免除、授業料減免、外国人留学生奨学金（2年次）などの制度を整備している。

本学における社会人学生とは、入学年度の4月1日時点で22歳以上である者を指す。現在、1回生4名、2回生1名、計5名の社会人学生が在籍している。社会人入学試験による入学生には社会人特別奨学金（30万円 1年次）の制度を整備している。

また、資格・免許に係る科目を取得する制度を設けている。

現在、身体的な障がいのある学生は在籍していない。また、施設設備のバリアフリー化については兵庫県「福祉のまちづくり条例」に掲げる特定施設整備基準に適合したものであり、支援態勢が整えられている。

平成27年度より、長期履修制度が開設された。長期履修制度は通常2年間で終えるカリキュラムを3年間で修得するもので、通常1限目から5限目までである授業時間を3限目までとしている。それに伴い、長期履修生用のカリキュラム・マップを作成し、これに基づいて時間割を編成している。4限目以後は経済的困難を抱える学生が学業を継続するためにアルバイトをしたり、強化クラブの女子空手道部や吹奏楽部が練習時間を確保したりできるようになっている。今年度は3回生47名、2回生65名、1回生68名となった。2年制と同じくクラスアドバイザーを各1名置き、適宜、学生からの相談を受け、助言を行っている。なお、平成30年度募集生より本制度の適用を希望する者の申請資格を改め、明確な目的意識を持つ者とした。

経済的困難を抱える学生に対しては保育士アルバイトの仲介を行っている。前年度から継続している学生14名に加えて、4月に新たにオリエンテーションを行い、5月から6月にかけて個別ヒアリングを行った。この結果、教員の紹介で新たに5名を加えた計19名が保育士アルバイトを行っている。また、巡回指導時等で次年度に向けてのアルバイト先確保についても働きかけを行った。

学生が主体的に企画・実行し、地域社会および大学の魅力アップへの貢献を目的とする課外活動を奨励・支援すべく、課外・自主活動奨学金を設け運用している。採択された団体は資金の補助を受けて活動し、期間中の活動状況の公開や成果報告書の提出を行っている。今年度は、前期・後期とも「地域活性化プロジェクトエネルギー」の1団体（同一団体）が採択された。この団体は一昨年度の旧学生プロジェクトにおいても活動しており、「地域の活力エネルギー ～畑づくりから食すまで～」をテーマに掲げていた。大学周辺の地域住民を主な対象として、児童教育学科という特色を活かし、一緒に学内に畑を作り収穫したものを食すなど、子どもの体験活動の場を提供するなどユニークな展開を行っていた。ただし、学内の施設整備に伴い、畑づくりが困難となり、現在は、大学周辺の子どもたちを対象にしたイベント・サークルとして企画・実施を行っている。また、子ども・保護者・地域住民（主に高齢者）の世代間交流を促進する活動をめざしている。

本年は、6月30日「運動会」を行い、11家族の参加があった。7月21日に「水あそびと流しそうめん」を行い、参加人数は82名であった。また、8月11日には「水遊び」に4組の家族が参加し、1月20日には「楽器作りや音楽遊び」を行い、制作系のイベントは初めての試みであったが、満足してもらえた。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学務部主催のガイダンス、講演会、キャリア教育科目の授業等を通じて自己理解・職業理解を深める機会を設け、それぞれの進路に応じた就職支援を行っている。また平成27年度からは本格的に公務員対策に取り組み、公立の園、学校への就職を希望する学生のために採用試験に必要な情報を提供し、実践的な力を養うプログラムを用意している。本学の学生の多くは保育士、幼稚園、小学校の教員を希望しており、出身地も広範囲にわたる。教育実習期間と就職活動時期が重なるカリキュラム編成になっているので、個別の進路相談や学科教員との連携により、一人ひとりの学生の希望に沿った丁寧な進路支援を行っている。学務委員会(就職担当)は、学務部長補佐(就職担当)、教員、課員で構成され、運営されている。学生に必要な支援内容やその実施に向けての検討を行い、学生の実情に合う支援が実現できるよう取り組んでいる。採用活動を取り巻く社会情勢の変化等の情報を共有し、進路支援の改善に努めている。

また、本学児童教育学科はクラス編成のため、学務部とクラスアドバイザーが連携をとり、個々の学生に対してきめ細かい進路支援を行っている。1回生(長期履修生2回生)後期にはクラスアドバイザーが進路に係る個人面談を行い、各学生の希望進路、資格取得や実習への意欲等をヒアリングし、就職担当と情報共有することで2回生(長期履修生3回生)から本格化する就職活動への支援がよりスムーズにきめ細かく行えるよう図っている。また、いつでも公務員試験についての質問ができるよう、担当科目の教員から個人指導を受けることができる場として「学習支援センター」を設けている。

学習支援センターには、学生が自由に資料を閲覧できるスペースを設け、園・施設・企業の求人ファイル、卒業生の受験結果報告書、編入学資料ファイル、就職関連冊子等を整備している。また常時、個別の相談や就職に関する書類作成の指導ができるスペースも設置している。掲示板には学校受付の求人票をはじめ採用に関する企業情報、合同説明会の案内等を掲示している。

また、学務委員会(就職担当)の支援と並行して、「キャリア教育科目」を開講している。この科目はキャリアプランの作成、職業観の形成、採用試験対策、公務員試験対策等に繋がるよう、より実践的な力を養うための授業内容である。各科目の目標は次の通りである。

・「キャリアプランニングの基礎」

社会で働く意味、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等の職業について考える。自己理解・他己理解・職業理解を通して、自分自身の「キャリアプラン」を作成する指導を行っている。この授業を通じて得た自己理解をさらに深め、徐々に具体的な職業観の形成に繋げていく。

・「キャリアスタディA」

履歴書作成を念頭においた自己分析や採用試験に向けた論作文指導、模擬試験、模擬面接など、実践的な内容の授業で、様々な場面に対応できる実力を養う。また保育・教育職に就いている卒業生を講師として招き、外部講師による進路セミナーや幼保一元化に詳しい私立の園長先生の講演会も取り入れ、働くということや職業に対する理解を深める講義を実施している。

・「キャリアスタディB」・「キャリアスタディC」

公務員試験対策のため、それぞれの教科に関して、公務員試験での頻出項目をピックアップして演習し、不得意分野を克服するための講義を実施している。学生の希望する地域の公務員試験に合わせて個別に試験対策を行っている。

また公立校園への就職を推奨し、チャレンジする学生が増えていくよう、次の取り組みを行っている。まずは、必修科目である『キャリアプランニングの基礎』の授業時間内に学力テストを実施し、現在の自らの学力を認識させる。また、専門業者により公務員試験等の実情や動向および対策についての情報を得るための公務員試験ガイダンスを設け、公務員の仕事内容や勤務条件について、学生に詳細な説明を行っている。そのガイダンスで学生自身が公務員の仕事について正しい知識を得ることによって、公務員試験受験への意識を高めていく。更に平成 29 年度からは、春休みの期間を利用して外部講師（東京アカデミー）による「公立試験・教員採用試験対策短期集中講座」を開講した。

また、後期最終時期に次年度から就職活動を始める 1 回生を対象に「先輩から就職活動の体験を聴く会」を設け就職活動に対する意識付けを行っている。児童教育学科では、保育・教育関係の職に就きたいという具体的な意識を持って入学してくる学生が多い。このため、1 回生のうちから専門の知識を深めるとともに、地域の就職セミナーへの参加を促したり、教育実習などで実際の就職現場の情報を得ることを指導したりしている。これらの支援は自分に合った保育観や働き方のできる職場を見出すことに繋がっている。本学は兵庫県を中心に大阪、四国、中国地方にも多くの保育士、幼稚園教諭、保育教諭を送り出している実績から多数の求人がある。これらを反映して、就職希望者の就職率は 100% を達成している。そのうち保育園・幼稚園、認定こども園に就職する学生は 80% であり、施設、小学校に就職する学生と合わせると専門の資格・免許状を活かした職に就いている者がほとんどである。

2018年度(平成30年度) 5月度進路状況(最終)

夙川学院短期大学 児童教育学科

													内定者の雇用形態					
就職希望者	人数		希望者数			内定者数			内定率			正規の職員・従業員、自営業主等		正規の職員等でない者 (雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務)				
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	男	女			
就職希望者	公立	保育所																
		幼稚園																
		小学校	4	6	10	4	6	10	100%	100%	100%			4	6			
	私立 (学校法人 社会福祉法人 宗教法人 株式会社 NPO法人 医療法人他)	保育園				1	20	21						1	20			
		幼稚園					10	10							10			
		幼保連携型 認定こども園	1	73	74		43	43	100%	100%	100%			43	1			
		幼稚園型 認定こども園																
		保育所型 認定こども園																
		施設		3	3		3	3		100%	100%				3			
	企業		5	5		5	5		100%	100%				5			1	
自営業主等 (家族の営む事業に従事する者)																		
就職希望者計 (A)		5	87	92	5	87	92	100%	100%	100%	1	81	4	8				
非就職者	人数		希望者数															
			男	女	計													
	進学者	大学院研究科																
		大学学部																
		短期大学本科																
		専攻科																
		別科																
	専修学校・外国の学校等																	
	一時的な仕事 (雇用契約が1年未満又は 短時間勤務)			8	8													
	上記以外の者	進学準備																
就職準備 (科目等履修など)		1	9	10														
その他 (就職でも進学でもない者)			5	5														
不詳																		
非就職及び不詳者計 (B)		1	22	23														
上記、進学者のうち就職する者(再掲)				0														
卒業予定者合計 (A)+(B)		6	109	115														

※卒業者数は2019年3月14日卒業者114名+2018年9月末卒業者1名

新規採用者に対しては毎年6月～8月にかけて園に採用のお礼訪問を行っている。その際に「採用者に係るアンケート」をお願いし、結果を次期就職活動に役立てている。また、訪問者は園側から聞き取った在籍者の状況や保育方針などの情報を「訪問記録票」に記載し就職担当者に報告を行っている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

保育園・幼稚園・認定こども園の採用状況は、数字の上では就職希望者数より求人数が大幅に多い。一方、早期離職者が多いという問題を抱えており、就職することよりも継続して働き続けることの難しさがある。就職希望者の集まる園と集まらない園の差が激しく、そういった差を生む要因として、勤めやすい環境が整備されているかどうかと考えられる。保育内容はもちろんのこと、人員配置に余裕があるか、離職率、平均勤続年数、有給休暇の取得率、サービス残業の有無、新人へのサポート体制等、安心して働ける職場環境であるか、より詳しい情報が必要となっている。しかしながら、学生は教育実習を含め、過密なカリキュラムの中、短期間に希望の園を選択することが強いられている。効率よく就職活動を進めるとともに、より良い就職先の選択ができるような支援の工夫が必要である。私立園については活発な採用が続き、概ね学生が希望する園への就職を果たしているが、小学校就職希望者や公立園しかない地域の学生が就職できるよう、また、離職率を下げるためにも全般的な公務員採用に向けての試験対策の強化を継続していきたい。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

特に無し

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

「学位授与の方針の明確化」の課題として、資格・免許状の厳格な授与、学外実習の適正な実施およびその評価の活用、学生個々の学習成果の達成と、その把握の強化、カリキュラム・マップ等に関する定期的な見直しを挙げ、平成27年度と平成28年度にディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の再検討を行なった。

適正な教員の配置については、昨年度設置したSD委員会を中心に、教職協働を前提として教員と職員の双方の資質向上を図ることを目指している。教員と職員の各自の業務の特殊性を相互理解し、その時々にある一つの目標に向けて互いに対等なパートナーとして共に働くという「協働」の意味が共有を図っている。

「入学者受け入れの方針の明確化」については、志願者に向けたアドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）のさらなる周知と理解を図るため、オープンキャンパス等を利用して入学者に対してだけでなく保護者に対しても周知し、理解を求めている。また、高校訪問による説明および理解も進めている。また、後者については準備学習の内容の検討とともに、大学の学生生活の情報提供により入学後に対する期待や意欲をさらに喚起する工夫を考えていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の査定（アセスメント）については、基礎学力の補充やキャリア基礎力（社会人基礎力）を育成することに加え、保育者・教育者としての基本的資質や実践的資質を把握し向上させることを継続的に検討している。ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の再検討については、今後も引き続き検討し、これに基づいた資格・免許のさらなる厳格な授与、学外実習の適正な実施やその評価の活用をはかり、保育・教育に携わる専門職にふさわしい資質の育成に努めたい。

学生個々の学習成果の達成とその把握の強化に関しては、学習意欲と就職との関連を検討する。とくに、学生自身の保育観や教育観に沿う就職先や雇用条件が整っている公立学校、公立園の選択を行っていくことが在学中の学習意欲や学習の動機づけに深く関わっている。このようなことに対応する学習支援および学生支援の改善を検討したい。カリキュラム・マップ等の定期的な見直しは学務委員会にて行っていく。「教育課程編成・実施の方針」の課題として、年々希望者が増加する長期履修制度と各科目・学習成果との関連づけの再検討、教育課程全体と学習成果の獲得の体系化、保育士資格等以外の資格・免許の調査、責任コマ数を越えるコマ数への対応として適正な教員の配置、を挙げた。改善計画としては、これまで3限目までを授業時間としていた長期履修生の教育課程を改め、2限目までにする。今後も、本制度と各科目・学習成果との関連を吟味していく。また同時に、教育課程全体と学習成果の獲得の体系化も進めていく。保育士資格等以外の資格・免許の調査については、学生のニーズと他大学の実施状況を調査していく。入学決定後の準備学習の再検討および入学後の学習への連結については準備学習の内容の検討とともに、大学の学生生活の情報提供により入学後に対する期待や意欲をさらに喚起する工夫を考えていく。「学習成果の査定（アセスメント）の明確化」の課題として、量的・質的な学習成果を測定するための方法論の確立および学内外への公表、講義概要（シラバス）の記載方法の改善、客観的な評価の方針および教員共通の評価基準の作成、を挙げた。改善計画として、講義概要（シラバス）の記載方法の改善については今年度、学務委員会とFD委員会の委員によって全シラバスのチェックを行っていくことを教職員に周知した。今後はチェックする際の観点や実施時期の検討を早急に行い、全シラバスのチェックを実施していく。その他の二点については、教育評価の学術的な研究成果および他大学の状況を参考にしつつ継続的に検討していく。

「学生の卒業後評価への取り組み」の課題として、就職支援の充実および就職後の支援（再就職支援も含む）のための就職者へのアンケート調査の実施、アンケート調査の結果の共有と就職支援体制の確立を掲げた。改善計画として、毎年5月から8月にかけて新卒生の就職先へお礼訪問に行っている。その機会を活用し、アンケート調査を行っていく。まずはアンケート項目をはじめとして、調査後の分析の仕方・就職支援への活用方法等の検討を行い、順次調査を行っていく。

[基準Ⅲ 教育資源と財的資源]

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

1. 教員個人調書
2. 非常勤教員一覧
3. 平成 28 年度～平成 30 年度研究テーマ
<http://www.shukugawa-c.ac.jp/department/teacher/>
4. 教職員年齢表（基礎調査備付資料）
5. 科研費採択通知書
6. 研究紀要（平成 28 年度～30 年度）第 44 号・第 45 号・第 46 号
7. 教育実践研究紀要（平成 28 年度～30 年度）第 10 号・第 11 号・第 12 号・第 13 号
8. 職員年齢表（基礎調査備付資料）

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は平成 30 年度、専任の教授 6 名、准教授 3 名、専任講師 6 名の計 15 名（平成 30 年 5 月 1 日現在）である。専任教員は短期大学設置基準第 22 条に定められた教員数 15 名を充足している。全教員は、本学の理念に基づいた教育方針を理解、共有し、教育・研究活動に活かすよう努めている。専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物の発表、その他の経歴等、短期大学設置基準第 7 章の規定を充足している。教育研究業績等は、児童教育学科の課程認定の変更の際に詳細を確認する他、年度ごとの研究成果は各教員が自己評価の一部として学長に報告している。カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に基づき、必要な科目を開講し、各専門領域に専任教員と非常勤教員を配置している。また、補助教員は配置していない。教員配置は、本学ホームページと「講義概要(シラバス)」で公表している。実習指導の専任教員と非常勤講師は、実習記録や指導案の指導に多く携わることから、とくに保育現場での経験を重視して採用

するよう努めている。教員の採用および昇任に関しては、夙川学院短期大学教員選考規程と教員選考規程細則に則り、人事委員会の決定の下に、本学独自の協議をすることとなった。それを基に教授のみによる教授会での議決を経て、学長がその任用を理事長に推薦した上、理事長が最終的に決定する。審査においては、教育研究業績を重視すると共に、学内管理・運営活動ならびに地域・社会活動における業績も対象として行う。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員の研究教育活動は、『夙川学院短期大学研究紀要』、FD研究活動としては『夙川学院短期大学教育実践研究紀要』に発表され、個人の専門や研究業績は本学ホームページの教員紹介の項に紹介されている。『夙川学院短期大学研究紀要』『夙川学院短期大学教育実践研究紀要』は創刊号から全て本学ホームページに公開している。本学ホームページでの公開とともに、国立情報学研究所により電子化され公的機関のホームページにも公開されている。両紀要へのオープンアクセスを可能にするため、平成29年度より「オープンアクセスリポジトリ推進協会（JAIRO Cloud）」とJ-STAGE Liteへ加入している。『夙川学院短期大学研究紀要』は一原稿につき抜刷30部、『夙川学院短期大学教育実践研究紀要』は一原稿につき本編10部を執筆者に提供し研究公開の一助としている。

平成30年度は『夙川学院短期大学研究紀要』第46号（平成31年3月発刊）、『夙川学院短期大学教育実践研究紀要』第13号（2019年3月発刊）を発行した。

平成27年度より、教員の1名が科学研究費基盤研究Cの研究代表者となっている。外部研究資金獲得に向けての挑戦は今後も必要である。専任教員の研究活動に対する規程としては、特別研究助成金交付規則、個人研究費制度内規、短期海外研修に関する規程、夙川学院短期大学科学研究費補助金取扱規程、夙川学院短期大学研究活動不正防止委員会規程、夙川学院短期大学研究活動不正調査委員会規程、夙川学院短期大学研究活動不正告発相談窓口規程（以上研究関連）と紀要編集委員会規程（紀要関連）夙川学院短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程がある。全ての専任教員には、週1日の研究日が確保され、研究室も確保されている。

FD活動に関する規程は整備されており、それに基づく活動が適切に行われている。平成30年度のファカルティ・ディベロップメント委員会は、平成17年度に発足したFD委員会の取り組み「授業評価アンケートの実施と運営、学生および教員への授業改

善の啓発、学外の研修会への委員派遣、関連図書の購入等」を継承して活動した。FD活動は、前述の授業評価アンケートが一つの重要な柱となっている。授業評価アンケート結果にもとづくコメントの作成や、結果共有後の振り返りに基づき、各教員は授業・教育方法の改善を行っている。ファカルティ・ディベロップメント委員会発行の『夙川学院短期大学教育実践研究紀要』は、本学専任教員、本務校を持たない非常勤講師、職員を投稿者としている。ただし編集会議で認めた場合、学外からの寄稿も掲載される。著作権に関しては、著作権は執筆者に属するが著作物は原則として電子化し国立情報学研究所等の公的機関のホームページに公開することとしている。平成30年度は3月10日に第13号を発行し7本の論文を掲載した。

第13号の投稿の内容と本数

分類	第13号
〈第1類〉 大学教育の理念や思想に関するもの	1
〈第2類〉 大学教育の制度、法およびその運用に関するもの	0
〈第3類〉 大学における専門教育に関する方法、技術、課題に関するもの	4
〈第4類〉 大学教育に適した教具・教材の開発およびその利用効果に関するもの	0
〈第5類〉 大学生の心身の特性と教育のあり方に関するもの	2
〈第6類〉 その他、大学教育の実践に関するもの	0
合計掲載本数	7

教員相互の授業参観を今年度も実施した。今年度は後期11月28日から12月11日までの期間で、本学教職員および非常勤講師対象に、見学対象授業と見学希望者を募った。今年度は18時限13科目、専任教員全員の授業が教員相互の授業参観となり、授業後の意見交換が、教育方法の改善に役立っている。

日程	時限	科目名	授業担当者
11月28日	2	保育実習指導ⅠA	林 幹士
11月28日	1	子ども学ゼミ	小林 伸雄
11月29日	1	生涯スポーツA	山中 愛美
11月29日	2	保育内容・造形表現Ⅰ	佐藤 有紀
11月29日	3	臨床心理学	番匠 明美
11月30日	2	コンピュータB	片山 雅男
11月30日	5	児童文化	三木 麻子
12月3日	1	生徒指導論	齋藤 尚志
12月3日	2	保育内容・言葉Ⅰ	田中 麻紀子
12月4日	2	教育総論	岡崎 公典
12月4日	4	生徒指導論	齋藤 尚志
12月4日	5	幼児美術	小林 伸雄
12月5日	2	保育実習指導ⅠA	園田 雪恵
12月5日	1	子ども学ゼミ	小林 伸雄
12月6日	2	音楽科教育法	井本 英子
12月10日	1	生徒指導論	齋藤 尚志
12月11日	4	生徒指導論	齋藤 尚志
12月11日	5	幼児美術	小林 伸雄

この公開授業後、公開授業の期間やその対象や方法について教員にアンケートを実施した。期間の延長、非常勤講師の参加、授業が重なっていて見学をする日程がとりにくい等の意見が上がっているので来年度に向けて、より有効な公開授業になるようにファカルティ・ディベロップメント委員会で検討していく。

FD関連の研修会に関しては、平成30年3月1日に神戸学院大学にて開催された『大学ブランドの向上に向けて～学外にデータをどう見せるか?～』愛媛大学学長補佐（教育企画・能力開発）教育・学生支援機構副機構長・教育企画室長 小林直人氏による研修会に参加して、データを学外に公表することに伴う危険性や、信頼できるデータを作ることができるスタッフを育成することの重要性について学んだ。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

学院として、組織規程、事務処理規程、事務分掌規程が整備されており、業務の分担や責任の所在が明確になっている。また、各種委員会の規程も整備されており、各委員会の事務を担当する部署も明確に規定されている。SD委員会規程も整備している。

平成27年度から教務部、学生部、就職部の3部署を統合して学務部とした。平成30年度の事務組織は、学務部6名（課長1名、課員5名）、入試広報部3名（部長1名、課長1名、課員1名）、図書館1名の体制とした。少人数ではあるものの、ほとんどの職員は、過去に教務、就職、学生支援、総務、図書館などの部署を異動により複数経験しているため、各業務の専門的な知識を十分に有している。

平成27年度はポートアイランドキャンパスに本学のみで運営していたが、平成28年度は中学校・高等学校と同一キャンパスで運営することになった。それにより、本学は主に1号館・3号館の4階部分と4号館を使用することになった。事務部門については、学務部と入試広報部が3号館4階に事務局を置くこととなった。会議室や教室など本学と中学・高等学校がともに使用する施設の予約については、本学と中学・高等学校の教職員がそれぞれアクセスできるシステム（キャンパスメール）で管理している。

事務処理に必要なパソコンは各職員に1台支給され、各事務室にはプリンター等の情報機器・備品が整備されている。また、学内ネットワークを通じて教職員が情報共有できるシステムを構築して業務効率の向上を図っている。なお、セキュリティ管理業務としては、週1回外部委託をしている。SD活動として外部の研修会には積極的に参加し、職員の専門的な知識習得および能力開発に努めるとともに、得られた情報を共有しながら、学生・教員との信頼関係を深める努力をしている。また、幹部職員については事務連絡会を毎月開催し、情報を共有している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

夙川学院短期大学の教育目標を実現するため、教員および職員の就業については、夙川学院短期大学専任教職員就業規則をはじめとする関連諸規程に定めており、人事管理はこれらの規則、規程のもとに適切に行われている。教員の採用、昇任等についても、教員選考規程に基づき適切に行われている。規程集の電子ファイルを本学のサーバーの共有フォルダに格納し、規程等の管理部署である総務部が常時最新のものに更新する方式をとっている。就業規則の改定にあたっては、学校法人と教職員組合との協議を経て行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員選考規程細則に定められた業績のポイントを評価基準としているが、分野によってポイントの取り扱いが異なるため、今後の検討が必要である。学院全体での施設管理や教職員のスケジュール管理ができるようなソフトの導入も視野に入れて、業務のより一層の効率化に取り組むことが課題となる。

また、設置校ごとに就業規則や給与規程が異なるため、職員が設置校間で異動した場合に就業時間が異なるなど不都合が生じている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

1. ポーアイキャンパス図面
2. 図書館利用案内

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演

- 習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
 - (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
 - (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
 - (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ② 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
 - (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

夙川学院短期大学のキャンパスは、ポートライナー線「みなとじま」駅より徒歩約10分の便利な位置にあり、学生が利用する混雑状況等の確認をポーアイ4大学の学生部会において神戸市新交通と定期的に行っている。学舎は休業期間も含め平日は、学生が自由に学習や課外活動ができる。本学の図書館は、十分なスペースを設けており、学生が自習や読書などで有効に利用している。

また、校地校舎は、短期大学設置基準を十分満たしており、運動施設としてアリーナ（体育館）を有している。学科の教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための教室や、機器備品を次のとおり整備している。教室は250人対応の大教室から50人教室まで、受講人数に応じたサイズの教室が設置されている。各教室には、AV機器・プロジェクター等を設置し、教員への貸し出し用パソコン4台を学務部で保管している。また、専任教員には研究及び授業に使用するために1台ずつパソコンを貸与している。実習室、演習室に関しては、パソコン教室、理科実験室／小児保健室、図工室、音楽室（2室）を設置している。保育士、幼稚園教諭において必須となるピアノの演奏については、学生が自由な時間に練習できるよう専用個室を6室設けている。施設設備の利便性については、車椅子学生の移動を考慮して全館バリアフリーに対応しており、エレベーターで移動できるよう設計され、車椅子用のトイレも設置している。学生が調査、資料収集に使用するモバイル端末の利用については、各教室には壁面のほか床にも埋め込み式の電源コンセントを設け、学舎内はすべて学内無線LANに対応しているがセキュリティの観点から学生への利用は認めていない。1階学生ホールには、学生が空き時間を利用して自由に練習できるように電子ピアノを6台設置している。体育施設は、バスケットボールのコートが2面取れる「アリーナ（体育館）」を設けている。アリーナ（体育館）の隣には野外ステージを有する運動場「キャンパスコート」があり、学生の軽微な運動や野外イベントも行える人工芝のスペースを設けている。敷地・学舎内には各所にソファー、ベンチ、テーブルを設置し、学生のアメニティ空間としての役割を果たしている。図書館は、740㎡で閲覧席は115席設けている。学舎の耐震性能の確保に関しては、現行の耐震基準を満たしている。防火消防設備については毎年法定点検を行い機能確保に努めている。防犯管理については、全館を赤外線センサーによるセキュリティで管理を行っている。建物出入口には電子錠を備えつけており、夜間、休日は学校関係者以外の立ち入りを制限している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2の現状＞

固定資産および物品管理については、固定資産および物品管理規則を定め、適切に管理している。防災については、防火等管理規程により、防火・防災管理についての必要事項を定め、危機管理規程により予防並びに災害発生時における人命の安全確保および物的災害の軽減を図っている。また、災害時の非常食としてパンの缶詰やペットボトルの水2本をキャンパス内の本学学生および中学生、高校生用に1000食分準備している。また、2号館アリーナの入り口には、AEDを1台設置している。また、平成29年10月20日にポートアイランド4大学総合防災訓練を実施した。コンピュータのセキュリティについては、情報センターにて集中管理している。省エネルギー・省資源対策については、空調の室内設定を事務局にて集中管理している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

キャンパスは竣工から11年で、現状においては施設設備面に大きな問題はないが、今後も引き続き学生の要望や問題点を随時把握できる体制を維持し、適切な教育環境の管理・運営に努めなければならない。また、中学校・高等学校との共有により、昨年度に比べ学生の使用範囲が制限されている。設置基準上問題はないが、学生の自治活動や交流が十分にできるような状況ではない。また、就職や実習等で問題や課題を抱える学生への支援体制が施設の面においても十分ではないため、その対策が必要となる。さらに学生同士が話し合えるような場所を提供することも今後の課題である。平成25年度のキャンパス移転以降、組織体制が変更されているが、それに伴い危機管理体制が更新されていないため、常に適切な体制が取れるように常時更新しておく必要がある。防災訓練では、災害時には最も重要となる教職員の対応が適切に行えるよう、防災訓練以外に教職員向けの講習会などを定期的実施する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源基準]

＜根拠資料＞

1. NTT ネットワーク完成図書
2. 情報関連資料

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

平成 27 年度に本学のみでの運営となり、神戸夙川学院大学と共有利用していたネットワークは全て本学のみで再構築したが、平成 28 年度よりキャンパスを中学校・高等学校との共用として使用することとなり、2つのネットワークを本学と中学校および高等学校とに分けて再構築した。学内情報ネットワークの管理運営を総務部が兼務しているが、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上充実を図るために、専門知識のある者 1 名が週 2 日常駐している。総務部が業務の効率化をはかり現状等を把握するとともに、本学教職員で業務を共有するために必要なサーバーを維持管理している。

学生への連絡ツールとしてキャンパスメールシステムが配備されており、必要な情報は、同システムから学生の携帯電話にメールで送ることが可能である。また、休講情報等を事務局前と 3 号館 4 階エレベーターホールの大型ディスプレイに出力している。学生に対しては情報処理の向上に関する授業として「コンピュータ A (文書作成)」・「コンピュータ B (表計算・プレゼンテーション)」を設けている。コンピュータ演習の授業は、3 号館 2 階のコンピュータ室で行っている。なお、コンピュータ室は中学校・高等学校と共用している。この演習室は、デスクトップパソコンを設置し、コンピュータ演習の授業で使用している。授業で使用するパソコンは起動時に初期設定に戻すソフトを導入しており、同じ環境を全ての学生に提供することができる。学内は全域無線接続によるインターネット利用が可能で、授業以外でパソコンを利用する学生のために学務部が 12 台、図書館が 10 台ノートパソコンの貸出を行っている。しかし、セキュリティの観点から個人用携帯端末やパソコン等への無線接続は許可していない。本学の全ての講義室には、大型ディスプレイもしくはプロジェクターとスクリーンが設置されており、備付の DVD・ビデオの視聴覚機器や音響設備が備えられている。持ち込みのノートパソコンに接続し、授業で利用できるよう適切な環境を保持している。科目の特性に応じて、写真映像やビデオの利用により実践的な解説を行い、パワーポイントの活用により、課題の提示や解説を行っており、情報技術を活用した授業を展開している。なかでも 101 教室はスクリーンも大きく学生にとって観やすく理解しやすい学習環境となっている。音楽室は大教室 2、レッスン室 1、個人練習室 6 があり、またアップライトピアノ 1 台が設置してある壁面鏡付きのリズム室がある。大教室の音楽室 I にはグランドピアノ 2 台、電子ピアノ 34 台、教員用電子ピアノ 1 台が設置されている。電子ピアノでヘッドフォンを使って学習できるほか、各電子ピアノはミキサーと接続してあり個人、グループ、全体の音をスピーカーから聴くことができる。図工室は、作業用テーブル (4 人掛け) が 6 台、木工用テーブル (4 人掛け) 3 台が設置されている。カリキュラムの編成上、図工室が 1 教室だけでは足りない状況に備えて、他 2 教室に造形活動に必要な水道設備や作品保管棚を整え、造形の授業に対応できるよう汎用性をもたせている。また造形活動に必要な機材や工具 (糸鋸、グラインダー、丸ノコなど)、

絵本の制作に必要な電動裁断機も備えている。アリーナは2クラス同時開講の実技授業の場合、隣との仕切り（パーテーション）を設置しているため、支障なく授業を進めることができる。また、冷暖房機能も完備されており、熱中症予防などの効果も発揮された施設である。リズム室については、アリーナが使用できない際に、授業を行うスペースとして有効活用されている。アリーナ同様、冷暖房機能が完備されており、熱中症対策に有効な施設である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

- ①教職員のコンピュータ利用技術については個人の研鑽に任されており、全体的な技術の向上が必要である。
- ②音楽室は新しい情報技術を取り入れて教育効果を高める必要がある。35台の電子ピアノをコンピュータと接続することによりプログラム学習やMIDI対応の幅広い活用をすることができ、アンサンブル指導やグループワークなど、より充実した有効な授業展開ができ、授業時間のみならず学生の効率的な予習復習にもつながる。現在の音楽室の電子ピアノ設備はスピーカーから出力できるがM.L.（ミュージック・ラボラトリー）システムになっているわけではない。MLシステム導入やコンピュータと接続することなど学生一人1台ずつの電子ピアノをさらに活かした学習環境が望まれる。また、視聴覚機器、音響設備を整えていく必要がある。
- ③アリーナのスペースと使用する人数とのバランスがとれていない。ケガや事故を防ぐためにも十分なスペースが確保される必要がある。また、教材、教具も中学校・高等学校と共用であるため、管理が徹底しておらず消耗品等の在庫が不足している。
- ④リズム室についても、動くスペースが限られており、使用人数を減らすなどして、アリーナ同様、安全優先し実技を行う十分なスペースを確保する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞ 特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

1. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式1]
2. 「事業活動収支計算書の概要」[書式2]
3. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式3] [旧書式2]
4. 「財務状況調べ」[書式4]
5. 「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[書式5]
6. 計算書類・財産目録 [平成28年度]
7. 計算書類・財産目録 [平成29年度]
8. 計算書類・財産目録 [平成30年度]
9. 経営改善計画
10. 事業報告書
11. 事業計画書／予算書／補正予算書
12. 寄付金・学校債の募集についての印刷物等
<http://www.shukugawagakuin.net/donations/promotion/>

- 13. 財産目録
- 14. 計算書類

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

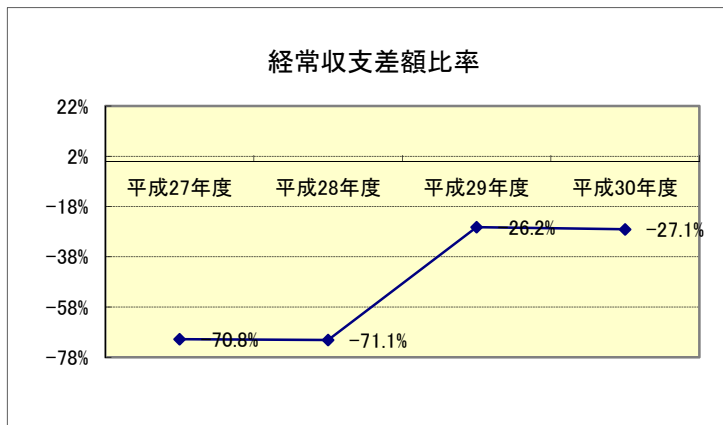
[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

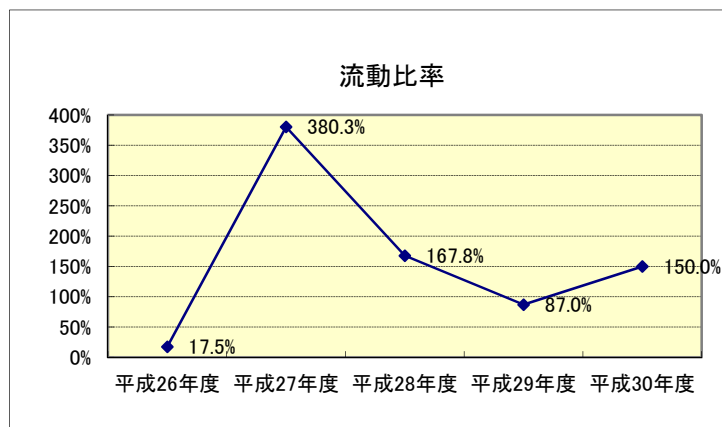
- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

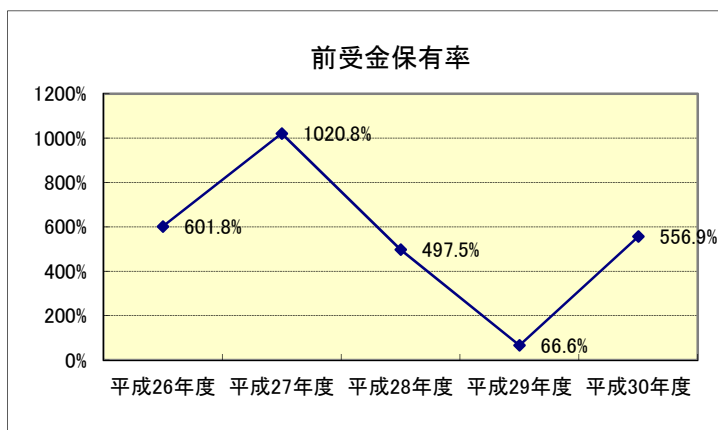
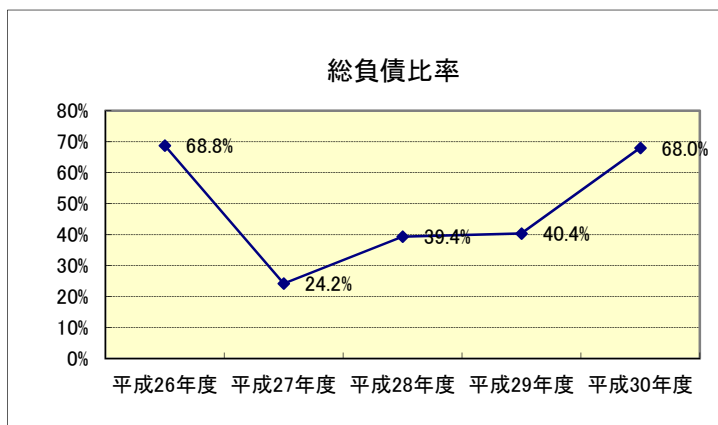
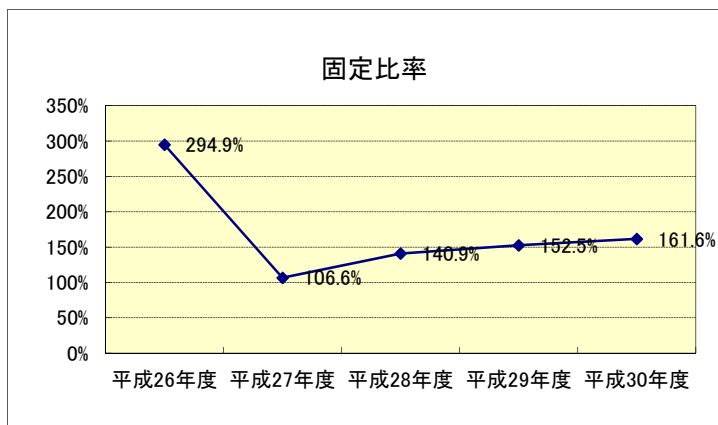
<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

これまでの経過年度の財務数値は下記の通りである。



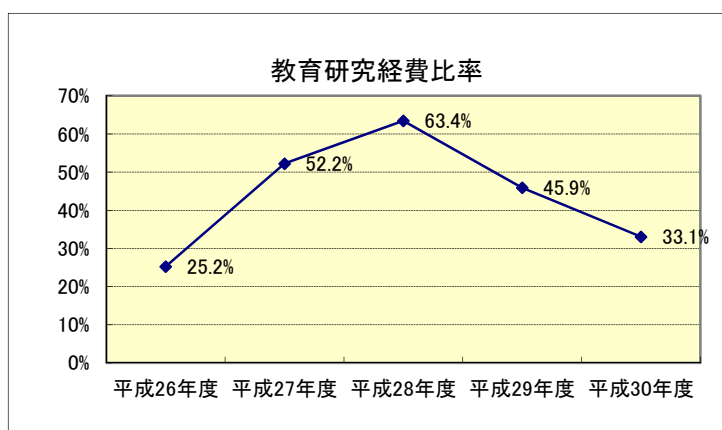
平成 26 年度、平成 27 年度においては、平成 22 年度からの多大な債務（約 94 億円）の返済のために神園キャンパスを売却し、ポートアイランドキャンパスの土地をリースバックすることにより債務の返済を行い、売却益によって事業活動収支が収入超過となった。しかしながら、平成 28 年度においては神園キャンパスの校舎の除却損、教職員への 2 年分の給与 15%カット分の支給、また中学高校のポートアイランドキャンパス移転経費等で、支出超過となった。事業体としての損益ベース（帰属収支差額の固定資産売却益損除く、原価償却控除前）では、平成 26 年度（118 百万円収入超過）、平成 27 年度（377 百万円支出超過）、平成 28 年度（494 百万円支出超過）となっている。平成 27 年度の支出超過については神園キャンパス売却経費や債権者への清算金、利息の支払いが大きな要因となっている。また、平成 28 年度については神園キャンパス校舎の一部除却費用や人件費、中学高等学校の移転費用が大きな要因であった。平成 29 年度については、入学者数が目標未達のため（短期大学：目標 170 名に対し 143 名、高校：目標 200 名に対し 138 名、中学：目標 30 名に対し 1 名）収支が改善されなかった。また、平成 30 年度生の募集結果は、短大 127 名、高校 134 名、中学 20 名、幼稚園 47 名で、目標未達のため収支が改善されなかった。





神園キャンパスを売却しポートアイランドキャンパスの土地をリースバックすることで、固定資産が流動資産になり、固定比率は下がったものの、流動比率は高まり、総負債比率も下がった。また、平成26年度においては神戸夙川学院大学を募集停止し、神戸山手大学等に全ての学生、教職員を承継することにより、平成24年度の財務規模からすると、約1/3まで縮小し、前受金保有率も高まった。しかしながら、退職給与引当金約535百万円を引き当てすることが出来ていないために、負債比率が25%を下回らない状況となっている。平成28年度の支出超過については、学院全体の教職員についての過去の給与削減（2年間分の給与15%カット）相当額を7月に清算したことにより、一時的に支出が増えたことが大きな要因である。平成29年度に流動比率87%、前受金保有率66.6%と学院の保有資金が一時的に減少した要因は、ポートアイランドキャンパス校地の買戻しのための手付金として2億円を前払い金として支出したためである。平成30年度はポートアイランド

キャンパスを売却したことにより、流動比率及び前受金保有率が高まった。



平成 27 年度から教育研究費比率が急激に上昇しているが、大きな要因としては、中学高校の移転経費、ポートアイランドキャンパスのリースバック賃料（約 156 百万）のためであり、それらイレギュラーな費用を控除すれば平成 26 年度の 25.2% の水準を保つことが出来ており、毎年度の予算編成の際には教育研究用の資金配分を最優先としている。

多大な債務は解消されたものの、保有資金にも余裕がなく、売却できる固定資産も限られている状況である。今後は、短期大学、高校、中学、幼稚園と特色のある教育を実践し、入学定員を充足させ、流動資産を増やすしか道がない状況である。平成 29 年度においては、寄付金の募集を行ったが約 158 万円で、予算を大きく下回ることとなった。また、退職給与引当金約 5 億円についても引き当てる事が出来ていない状況である。

本学院は、毎年度、設置校ごとに 5 ヶ年の経営改善計画を策定し、理事会で承認を受けた後、文部科学省へ提出し、助言・指導を受けている。また、月次の資金繰り表を作成し、理事長が現状を把握するとともに、経営改善計画の進捗状況と合わせて文部科学省へ定期的に報告している。経営改善計画に基づき、毎年度の事業計画と予算については学院の経理規程に則って、各部署から申請されたものを各設置校で集約し、法人との予算折衝の手続きを経て、評議員会の意見を聴いた後、理事会に提案され審議決定している。事業計画と予算が決定後、速やかに各設置校・各部署に通知している。予算は各部署において管理し、執行においては学校会計事務決裁規程に則って稟議書等の事務処理を適切に行っている。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況および財政状態を適正に表示している。資産および資金の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。監査法人の監査では、指導・助言や指摘事項についてその都度解決している。理事会・評議員会での決算の承認後、監査法人が監査報告書を作成し、本学院は計算書類に添付して監督官庁に提出している。また毎月 10 日までに前月の資金繰り表（試算表）の実績値と予算の対比を行い、理事長及びメインバンクに説明を行っている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。

- ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2の現状＞

毎年度3月の理事会では、次年度の事業計画および予算が策定されている。（提出資料26）5か年の経営改善計画を策定し、文部科学省高等教育局私学部経営指導室のアドバイスを受けながら改善に取り組んでいる。経営改善計画には、本学の強みとして、① 2年間で三つの国家資格・免許（保育士資格、幼稚園教諭二種免許、小学校教諭二種免許）を取得できる兵庫県で唯一の短大、② 神戸の中心で交通アクセスが良い通学に便利な立地、③ 多数の民間資格の取得などの客観的な環境分析を行っている。また、教学面や学生募集に関する具体的な目標設定を示している。平成25年度より西宮市から現在のポートアイランドに移転し、キャンパスを集約化して運営することにより、大幅な経費削減に取り組んだ。キャンパスの集約によって、神戸市と西宮市で使用していた光熱水費などが大幅に削減されている。平成27年度からは入学定員を100名から170名に増やすなど本学として着実に計画を遂行している。

また、平成28年度からは、中学校・高等学校が西宮市からポートアイランドキャンパスに移転し、学院全体としてキャンパスをさらに集約化することで経営効率を高めた。高等学校はポートアイランドキャンパスへの移転を契機にコースの再編成を行い、本学へ優先的に内部進学するプリスクールコースを新設した。同一のキャンパスにある利点を活かし、同コースの生徒は本学の教養教育科目や専門選択科目（合計12科目）を高校在籍時に履修し、本学へ入学した際は単位として認定するなど連携を強めた。また、付属幼稚園については、本学学生全員が1回生時に訪問し、逆に園児が本学キャンパスに遠足に訪れるなど交流を深めている。財務的には、西宮の短大旧キャンパス（甕岩）と中学校・高等学校旧キャンパス（神園）を売却することで、多大な債務を完済するなど、計画どおりに経営改善計画を進めている。平成29年11月から教職員全体会議を月に1度開催し、経営情報の公開と危機管理の共有を行った。適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスがとれるように、課題毎にワーキンググループで検討した後、教職員会議で再度議論した後、経営改善計画に反映させた。平成30年度については教職員全員で確実に経営改善計画を履行出来ました。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

経営改善計画は各設置校の教職員により策定したものであるが、教職員は学院全体の危機的状況や本学の方向性については十分に理解している。今後いかに計画どおりに実行して目標を達成していくか、そのためには教職員が目標に向けて一致団結することが必須である。今後は、本学を含めて各設置校が学生・生徒・園児募集の目標人数をいかに達成するかが重要なポイントである。そのためにも教育内容に特色を持たせるとともに新たな魅力を付加し、それを受験生や保護者に継続的に訴求するにあたって、効果的な広報手段を模索していくことが必要となる。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

学生・生徒・園児の募集については、各設置校にて教学面などの新たな特色を検討し、それに基づいて具体的な募集人数を定め、具体的な募集計画を策定する。毎年度策定している経営改善計画は、前年度の進捗状況について理事会で実施管理表にて確認し、その上

神戸教育短期大学

で経営改善計画の修正等について審議・承認した後、文部科学省に提出している。

**(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の
実行状況**

人件費については、就業規則及び給与規定の整備が間に合わず実施できなかった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

引続き、経営改善計画を策定し履行していく。

〔基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス〕

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

1. 寄附行為
2. 理事長の履歴書
3. 学校法人実態調査
4. 理事会議事録
5. 規程集

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ③ 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。現在の理事長は、平成 29 年 10 月に就任した。本学院を創業した増谷かめの親族であり、かつキリスト者であるため、本学院の建学の精神や教育理念を熟知している。また、平成 23 年度以降、理事、法人事務局長、短期大学事務局長として学院全体及び本学の改革を実行してきたことから、学院や各設置校の業務内容及び諸課題を十分に把握しているので学院の今後の発展に寄与できる。

理事長はリーダーシップを発揮して、平成 29 年 10 月に学校法人須磨学園との業務提携を締結した。これは、特に夙川学院中学校・高等学校の教育内容をより充実させることを

目的としたもので、須磨学園の西理事長、西学園長を本学院の副理事長に迎え、中学校・高等学校の校長として須磨学園の教頭が就任した。これにより、中学校・高等学校の懸案事項であった難関大学への進学のための教育体制の充実が強力に推進できる体制になった。

その後、理事長は須磨学園との業務提携をさらに発展させ、学院の経営をより安定化させるために次の計画を策定した。つまり、夙川学院中学校・高等学校は須磨学園に設置者変更して移譲し、本学院は幼児教育・保育に特化して短期大学を中心として付属園を複数展開していくこととするものである。このように選択と集中を実行することにより、本学院は経営的にさらに安定することを平成30年3月の評議員会・理事会へ提案して了承を得た。理事長は、この計画に基づいて須磨学園や文科省及び兵庫県などの関係諸機関と協議を重ねるとともに、同窓会、教職員、中学校・高等学校の生徒・保護者へ詳細な説明を行って理解を求めた。一方では、新たな付属園として大阪府八尾市への認定こども園の開設に向けて平成30年11月から準備に着手した。そして、平成30年11月22日に中学校・高等学校の須磨学園の設置者変更（平成31年4月1日付）、また平成31年3月29日には神戸教育短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園の開設（平成31年4月1日付）の寄附行為変更がそれぞれ認可された。

理事長は、毎会計年度終了後5月末までに監事の監査を受け、理事会の議決を受けた決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。監事、公認会計士、内部監査室で構成する監事協議会から、理事長は監査状況および今後の監査計画についての報告を受けている。理事長は寄附行為第17条に定められた手続きに従い、理事会および必要に応じて臨時理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営をしている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事長は、議長として理事会を統括するほか、理事、監事の意見を十分聴取し、法人全体および各学校の財務内容や管理運営状況を把握し、その改善に取り組んでいる。なお、平成30年度は理事会を7回開催した。理事会は本学の認証評価に対する役割を果たし責任を負うとともに、理事会で学長等から必要な情報について報告を受け、本学の発展のために議論を行っている。理事会は、本学の運営や在学生の教育に関する法的な責任があることを十分に認識している。法人全体や本学に係る組織、事務分掌、経理などの業務については理事会等にて規程や細則を整備して適切に運営している。理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。平成30年5月1日時点で、理事現員数は8名であり、定数の7名以上12人以内を満たしている。寄附行為第5条3項のクリスチャン条項は、理事総数の1/3としているが、理事のうち3名がキリスト者であり満たしている。また、理事は私立学校法第38条および、寄附行為第6条に基づき、院長、学長および校長、評議員、学識経験者から理事会において選任し、法令に基づき適正に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

平成31年度以降の学院全体の課題としては、①短期大学の安定的な学生確保、②短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園の円滑な運営、③平成33年度の付属幼稚園(西宮)の認定こども園への移行に向けた準備、④新たな認定こども園の開設(特に神戸市内)が挙げられる。いずれの課題も教職員の協力と関係諸機関の折衝が必要であり、理事長が関係者と十分にコミュニケーションをとることで内容を把握・理解し、リーダーシップを発揮して決断・推進していくことが重要となる。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

1. 学長の個人調書
2. 教授会議事録 [平成 28 年度～平成 30 年度]
3. 大学・短大評価委員会議事録
4. 自己点検・評価委員会議事録
5. 人事委員会議事録
6. 研究委員会議事録
7. 教務委員会議事録
8. 教育実習委員会議事録
9. FD 委員会議事録
10. ファカルティ・ディベロップメント委員会議事録
11. 学生委員会議事録
12. 入試広報委員会議事録
13. 就職委員会議事録
14. 研究活動不正防止委員会・不正調査委員会議事録
15. ハラスメント防止に関する調査委員会議事録
16. 保健安全委員会議事録
17. 図書館委員会議事録
18. 学務委員会議事録
19. 保育・教職課程委員会議事録
20. スタッフ・ディベロップメント委員会議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ④ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長の任命は、学長選任規程により定められている。学長は、本学の教育理念に則って公務を掌り、所属教職員を統督し得るものとして理事長が理事会の議を経て任命する。また、学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を聞き、最終的な判断を行っている。教育活動全般にわたって業務を遂行しており、教職員へ丁寧な説明を行うなどリーダーシップを発揮している。また、教育や管理に関して必要な情報を理事会・評議員会で審議・報告事項として説明し、意思疎通をはかっている。岡崎学長は平成28年9月19日付で学長に就任した。広島大学大学院教育学研究科教育行政学専攻博士課程後期単位修得後退学し、広島大学教育学部助手となる。その後、東亜大学講師、兵庫教育大学学校教育学部助手・講師・助教授を経て、平成11年4月より本学児童教育学科教授に就任した。本学では、児童教育学科長、教務部長、学長補佐、副学長、付属幼稚園園長を歴任し、一貫して教育学への造詣を深めるとともに、本学の運営に貢献してきた。このように、学長は、大学運営に関して識見を有しており、複雑化している本学の諸課題に対してガバナンスの確立に努めていたが、任期満了に伴い、現学長三木麻子が平成30年9月19日付で学長に就任した。短期大学運営、教育活動、教職員間の円滑な連携、さらには、法人の付属幼稚園、付属認定こども園との協力態勢を固め、法人のさらなる保育施設の拡充にも尽力している。

学長は、教授会を学則第44条に基づいて開催し、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。本学の教授会は、学長、専任の教授・准教授・講師をもって組織することが、教授会運営規程第1条に規定されている。さらに規程には、学長は審議事項の性質に鑑み、事務局長その他の教職員を教授会に出席させることができるとあり、事務局長、学務課長、入試広報課長を必要に応じて同席させている。学長は教授会運営規程に基づき毎月1回の定例教授会および学長が必要と認めた時に臨時教授会を招集する。同規程第2条により、学長が議長となり、第4条による審議事項を議案としている。教授会の議事録は、事務職員の課長が交代で担当し、議事録（案）については教授会構成員に事前に意見を聴き、次回の教授会冒頭に議長から最終確認を行っている。議事録は事務局に保管し、専任教職員はいつでも閲覧できるようにしている。

また、毎月の教授会の議事結果については、事務職員の幹部で構成される事務連絡会で事務局長から説明があり、事務連絡会の議事録は学内LAN内の共有ファイルに保存しているため、職員全員が閲覧できる。本学の運営に必要な規程は十分に整備し、教職員に周知徹底している。学長または、図書館長、学科長、学務部長・入試広報部長などの役職者については、それぞれの選任規程に則って任命している。また、教育・研究上必要とする各種委員会を設け、規程に則って委員長や委員を学長が指名している。平成28年度は、保育・教職課程委員会とファカルティ・ディベロップメント委員会を新しく設置した。これら委員会は学務委員会の部会として活動していたが、その重要性に鑑みて独立した委員会とした。さらに、スタッフ・ディベロップメント委員会を新設した。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

平成28年度から、キャンパスを夙川学院中学校・高等学校と共用することになったため、前年度と比べて本学の運営がとくに施設面において制限される場合が生じている。その都度、現場レベルで調整しているが、対応窓口や情報伝達ルートが多様なために混乱が起こ

ることも珍しくない。これら両者の調整は学科長・高等学校教務部長の連携とさらには、学長・校長との協議で進めているが、諸問題にいかに関滑に対処するかは今後の課題である。各委員会で審議した案件を教授会で意見を取りまとめて学長が最終的に決定するという一連の意思決定プロセスは今後も堅持していくが、一方では、多岐にわたる課題について迅速に対応できる体制を構築する必要もある。とくに、学生募集は最重要課題であり、状況に応じて臨機応変に迅速に処理していくために学長のリーダーシップが求められている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、平成 30 年 5 月 1 日現在、定数 2 人のところ 2 人選任している。1 人は公認会計士、もう 1 人は長年にわたり本学の事務職員として各種業務を経験した元職員である。監事は寄附行為第 16 条（監事の職務）に則り、それぞれの専門性を活かして業務および財産状況を監査している。監事は、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表および財産目録等を監査し、5 月末までに理事会並びに評議員会に監査内容を報告するとともに監査報告書を提出している。監事は、業務又は、財産に関し不正の行為または、法令もしくは、寄付行為に違反する重大な事実があることを発見した時は、文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告することが寄付行為に定められている。監事は基本的に毎回の理事会および評議員会に出席し、学長、校長等から説明を受けたうえで必要な質問を行うとともに意見を述べている。また、文部科学省主催の監事研修会に毎年出席し、私学を取り巻く環境や行政の動向について認識を深めている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、平成 30 年 5 月 1 日現在、定数 16～25 人のところ、教職員（定数 6～11 人）より 5 名、卒業生（定数 5 人）より 5 名、学識経験者・功労者（定数 5～9 人）より 7 名の合計 17 名を選任しており、理事会実数 8 名の 2 倍を超える数の評議員をもって組織して

いる。なお、平成 26 年 5 月 7 日より本学の学科長が評議員に選任されたので、本学の教育現場を熟知している学科長が評議員会で具体的な意見等を述べることができる体制となった。平成 30 年度は評議員会を 6 回開催した。私立学校法第 42 条に準拠した寄附行為第 22 条（評議員会への諮問事項）により、予算、基本財産の処分、事業計画、寄附行為の変更といった重要事項について、理事長が評議員会に諮問のうえ、理事会にて審議・決定されている。通常、5 月の評議員会では前年度の決算および事業報告、3 月の評議員会では次年度の予算および事業計画が審議される。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

教育情報及び財務情報については、学校教育法施行規則第 172 条の 2、私立学校法第 47 条の規定に基づき、学校法人のホームページで公開している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の
実行状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし